第３期
館林市子ども・子育て支援事業計画

地域で子育ての幸せを分かち合い　こどもたちの輝く笑顔を育む
こどもまんなか里沼のまち

令和７年３月

館林市

はじめに

昨今、国においては、2030 年代に入るまでに少子化傾向を反転させられるかどうかが重要であるとしており、こどもと子育て世帯に対する支援体制の強化が進められております。

本市においては、すべての子育て世帯の多様な「希望」がかなえられるよう、様々な施策の推進に取り組んでまいりました。しかしながら、出生数の減少傾向は依然として続いており、少子化対策は将来に大きくかかわる重要な課題となっております。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、こどもと子育て世帯を取り巻く環境も大きく変化しており、地域や市民、事業主、行政など、様々な主体の連携、協働を基盤とした地域社会全体による、こどもを産み育てやすい環境づくりと、子育て支援の充実が求められております。

このような状況を踏まえ、本市では「地域で子育ての幸せを分かち合い　こどもたちの輝く笑顔を育む　こどもまんなか里沼のまち」を基本理念として、「第３期館林市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化に対応しつつ、各計画と連携を図るとともに、切れ目のない支援と子育て環境のさらなる充実に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました館林市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、並びに関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和７年３月

館林市長　　多　田　善　洋

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
　１　計画の趣旨 1
　２　計画の位置づけ 2
　３　計画の期間 3
　４　計画の策定体制 3

第２章　子ども・子育てを取り巻く状況 4
　１　こどもやこどものいる家庭の状況 4
　２　婚姻・出産等の状況 8
　３　就業の状況 11
　４　生活困難な家庭の状況 13
　５　子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について 15
　６　子ども・子育てに関する方向性 25

第３章　計画の基本的な考え方 26
　１　基本理念 26
　２　基本目標 27
　３　計画の体系 28

第４章　子ども・子育て支援施策の展開 30
　基本目標１　すべての子育て家庭を支える 30
　基本目標２　人権、いのち、健康を守る 34
　基本目標３　安心して子育てができる生活環境を確保する 40
　基本目標４　こどもと親の未来をつなぐ 42

第５章　子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策 45
　１　事業計画における子ども・子育て支援サービスについて 45
　２　教育・保育の量の見込みと確保方策 47
　３　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 51

第６章　計画の推進 70
　１　計画の推進体制 70
　２　計画の進捗管理 71
　３　計画の周知及び広報 71

資料編 72
1　策定経過 72
2　館林市子ども・子育て会議条例 73
3　館林市子ども・子育て会議委員名簿 75

●「子ども」「こども」の表記について

国においては、「こども基本法」の理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」の使用が推奨されています。そのため、本書では、法令等に基づくものや固有名詞等を除き、原則として「こども」と表記します。

第１章　計画の策定にあたって

１　計画の趣旨

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和２年度から令和６年度までを計画期間とする「館林市子ども・子育て支援事業計画（以下「第２期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

一方で、我が国においては、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加傾向が続いています。また、児童虐待やヤングケアラー等、こどもの権利を脅かす事件等も後を絶たず、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化・多様化しています。

さらに、全国的に進む少子化の流れは歯止めがかからず、政府の予測を上回る早いペースで少子化が進んでおり、2030 年代に入るまでに少子化傾向を反転できるかどうかが重要となっています。こうした背景から、国においては、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれたライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、すべてのこどもと子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進等の施策が盛り込まれた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和６年６月に公布されました。

本市においても、こうした流れを踏まえ、第２期計画を見直すとともに、本市のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第３期館林市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

２　計画の位置づけ

（１）法的な位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定される計画です。

また、「次世代育成支援対策推進法」第８条の「市町村行動計画」、「児童虐待の防止に関する法律」第４条に規定する「地方公共団体の責務等を鑑みた児童虐待防止対策」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 10 条から第 14 条における「地方公共団体が行う支援」について、本市の施策を盛り込んだものです。

参考　「こども基本法」と「こども計画」について

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和５年４月に「こども基本法」が施行されました。同法第 10 条では、「市町村こども計画」の策定が努力義務化されています。この「こども計画」はこども分野の総合計画に該当するもので、子ども・子育て支援事業計画に関する施策も含まれるものとされています。

（２）他の計画との関係

本市における最上位計画である「館林市第６次総合計画」の将来都市像である「里沼の息づく　次世代へ安心をつなぐ　暮らしやすいまち　館林」を具体的に実現する計画として位置づけるとともに、他の関連計画と整合性を図りながら策定しました。

【計画の位置づけ】

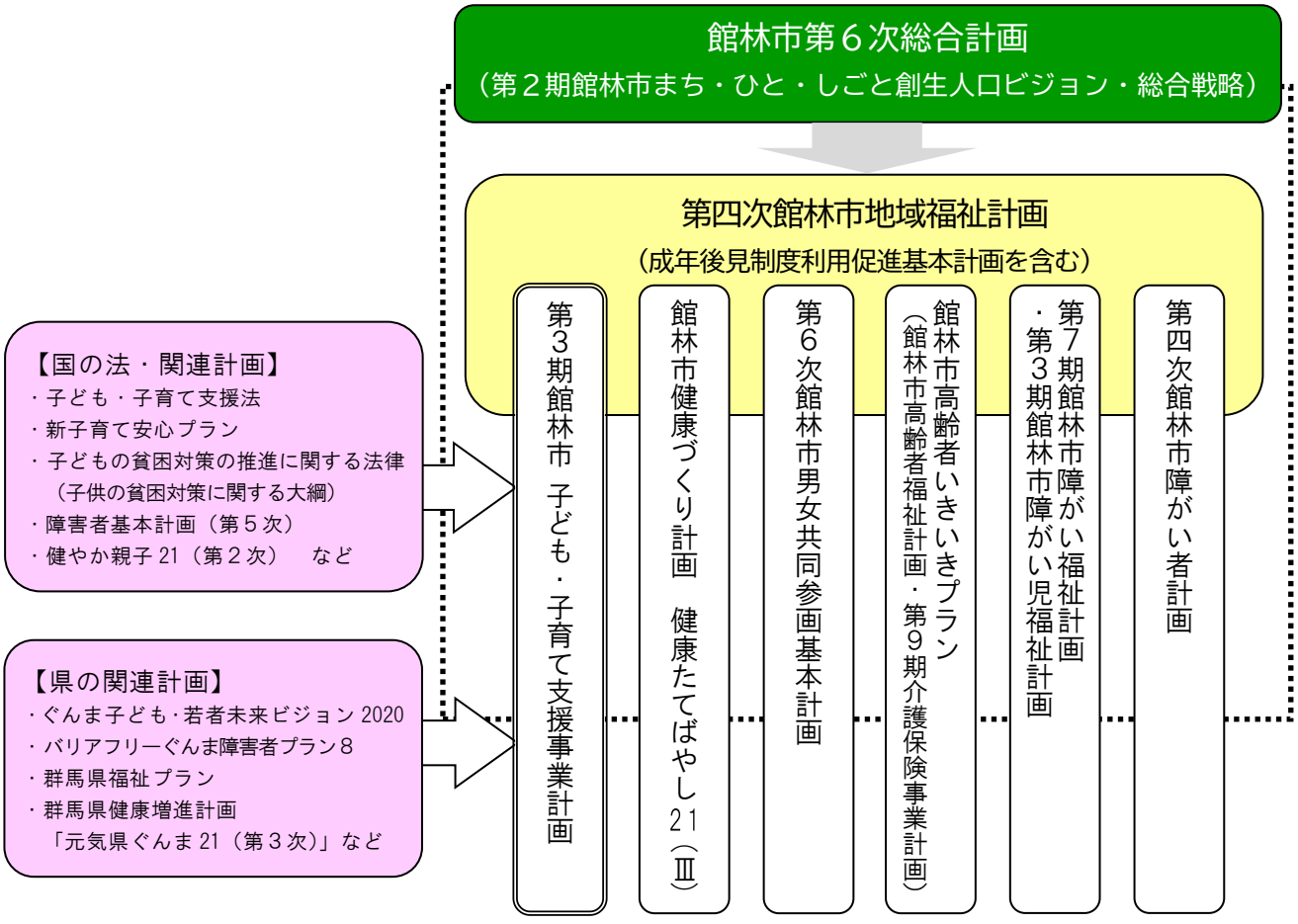

（３）SDGs（SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS）との関連

平成 27（2015）年に国際連合総会で採択された SDGs は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、令和 12 年（2030 年）までの達成を目指す 17 の目標が掲げられています。本計画においても、SDGs の趣旨を踏まえて各種施策を推進します。

３　計画の期間

本計画の計画期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

2020年度（R2年度）	2021年度（R3年度）	2022年度（R4年度）	2023年度（R5年度）	2024年度（R6年度）	2025年度（R7年度）	2026年度（R8年度）	2027年度（R9年度）	2028年度（R10年度）	2029年度（R11年度）
第２期計画（2020～2024）					第３期計画（2025～2029）				

４　計画の策定体制

本計画は、館林市子ども・子育て会議を中心とした審議や子ども・子育てに関するアンケート調査の結果等を踏まえ、策定しました。

（１）アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況及び利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、アンケート調査として令和６年２月に実施しました。

（２）館林市子ども・子育て会議の実施

「子ども・子育て支援法」第 72 条に基づき、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成する「館林市子ども・子育て会議」を設置し、本計画の内容等を審議しました。

（３）パブリックコメントによる意見公募

ホームページ等において計画案を公表し、広く市民の意見を収集しました。

第２章　子ども・子育てを取り巻く状況

１　こどもやこどものいる家庭の状況

（１）総人口及び年齢３区分人口

本市の総人口は減少し、令和６年４月現在 73,867 人となっています。

また、年齢３区分の推移をみると、65 歳以上の高齢人口割合は上昇が続き、15～64 歳の生産年齢人口割合は令和４年以降上昇している一方、15 歳未満の年少人口割合は低下が続き、少子高齢化が進んでいる状況がうかがえます。

【総人口及び年齢３区分人口の推移】

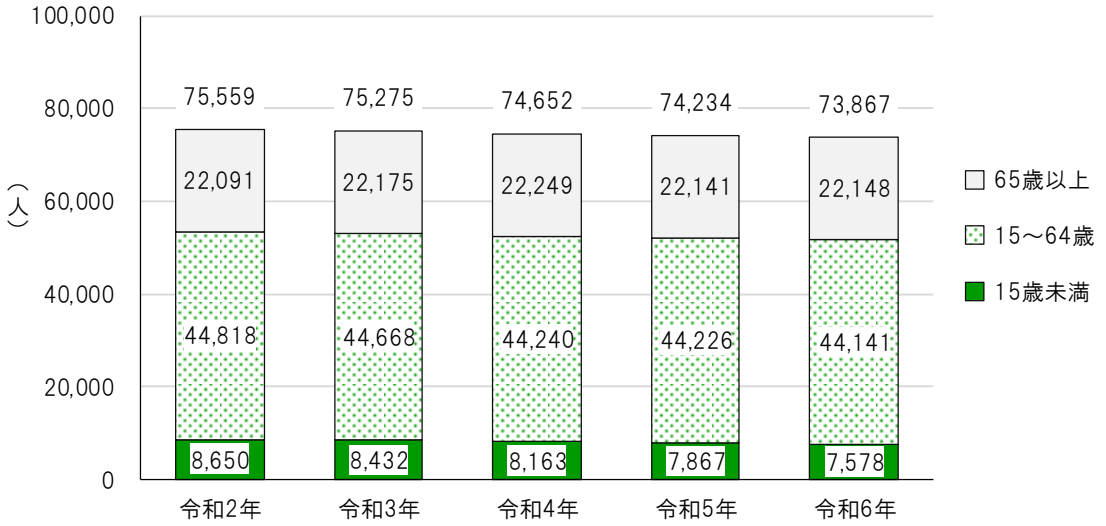

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

【年齢３区分人口構成比の推移】

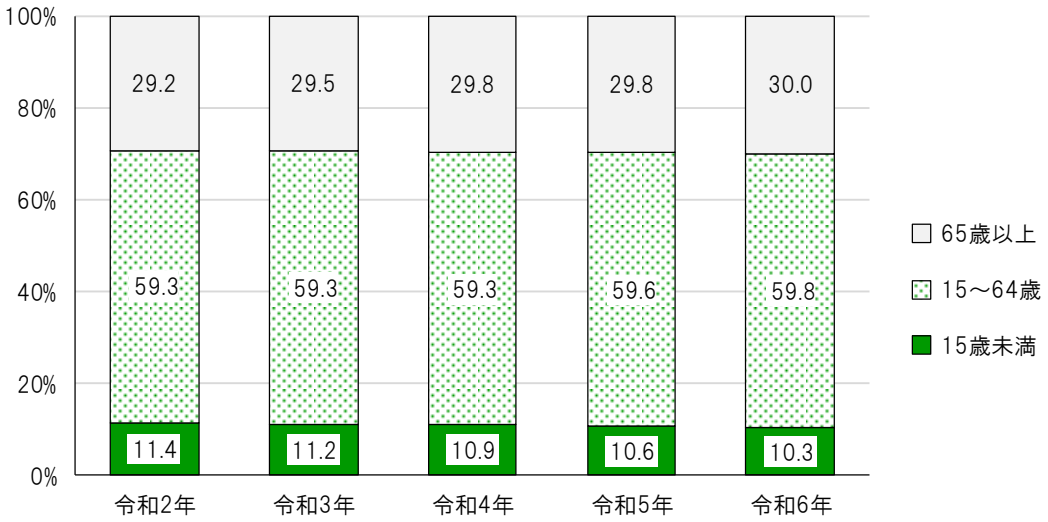

※小数点第２位を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）自然動態

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回っており、出生数は減少しています。

【出生数及び死亡数の推移】

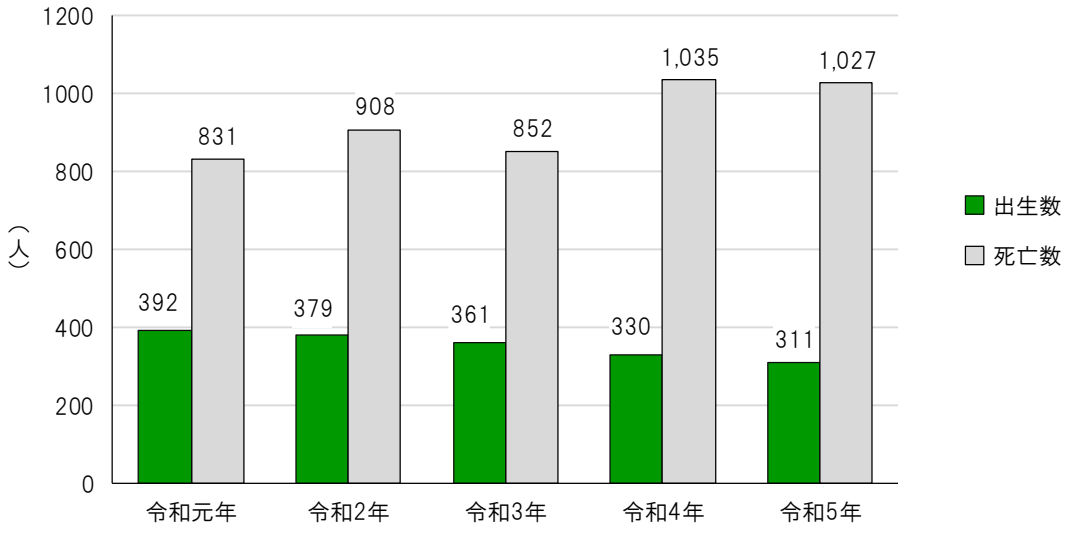

資料：群馬県人口動態調査

（３）社会動態

本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、令和元年は転出者数が転入者数を上回っていましたが、令和２年以降は転入者数が転出者数を上回っています。

【転入者数及び転出者数の推移】

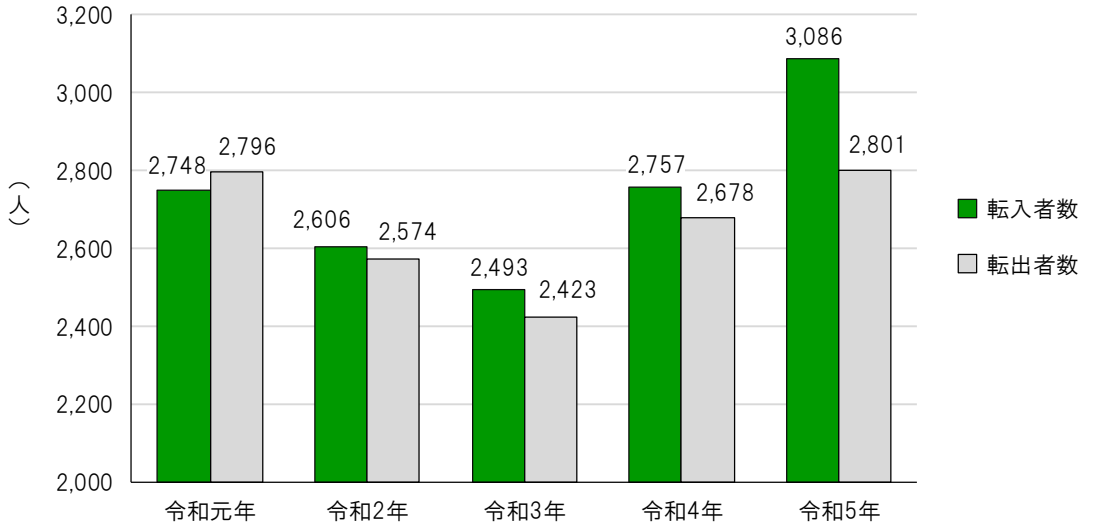

資料：群馬県移動人口調査

（４）一般世帯数

本市では、一般世帯数は増加している一方、１世帯あたり人員数は減少しており、令和２年は 2.33 人となっています。全国平均（2.21 人）よりも高いものの、群馬県平均（2.35 人）よりもやや低くなっています。

【一般世帯数と１世帯あたり人員数の推移】

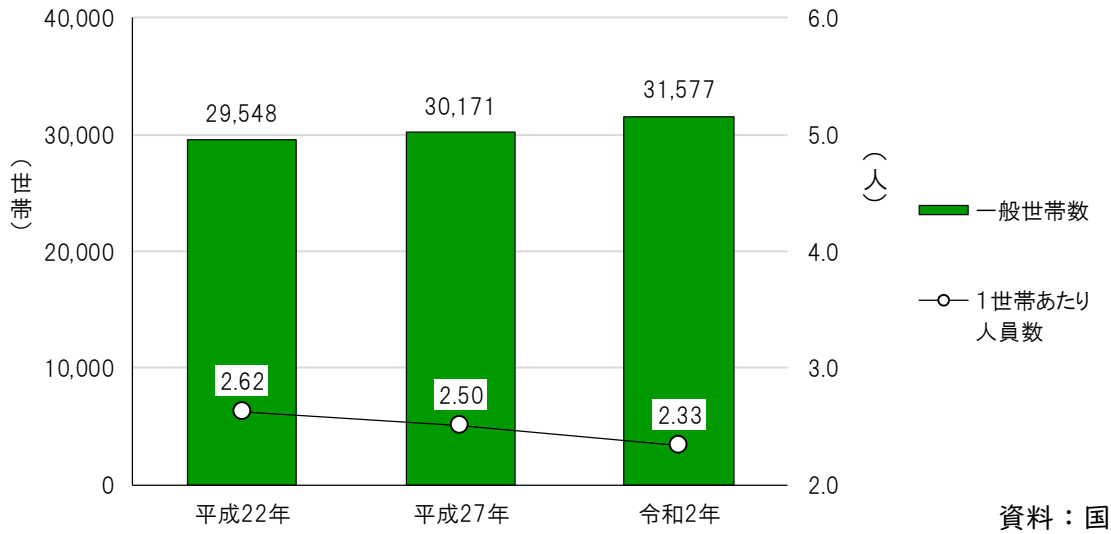

資料：国勢調査

（５）こどものいる一般世帯

①　６歳未満及び 18 歳未満の一般世帯

本市の６歳未満世帯員のいる一般世帯数及び一般世帯総数に占める割合は低下し、令和２年は 6.9%となり、群馬県平均（7.5%）及び全国平均（7.6%）よりも低くなっています。

18 歳未満世帯員のいる一般世帯数及び一般世帯総数に占める割合も低下し、令和２年は 20.2%となり、全国平均（19.3%）よりも高いものの、群馬県平均（20.4%）も低くなっています。

【６歳未満及び 18 歳未満の一般世帯数及び割合の推移】

			平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯総数			29,548	30,171	31,577
	うち、６歳未満世帯員のいる一般世帯数	世帯数	3,134	2,663	2,190
		割合	10.6	8.8	6.9
	うち、18 歳未満世帯員のいる一般世帯数	世帯数	7,946	7,156	6,385
		割合	26.9	23.7	20.2

資料：国勢調査

② ６歳未満及び 18 歳未満の核家族世帯

６歳未満及び 18 歳未満世帯員のいる核家族世帯数は減少しているものの、一般世帯数に占める割合は上昇しています。

【６歳未満及び 18 歳未満の核家族世帯の推移】

			平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
６歳未満世帯員のいる一般世帯数			3,134	2,663	2,190
	うち、核家族世帯数	世帯数	2,540	2,197	1,914
		割合	81.0	82.5	87.4
18 歳未満世帯員のいる一般世帯数			7,946	7,156	6,385
	うち、核家族世帯数	世帯数	6,035	5,646	5,460
		割合	76.0	78.9	85.5

資料：国勢調査

③ ６歳未満及び 18 歳未満のひとり親世帯

６歳未満世帯員のいる一般世帯に占める母子世帯は３％前後、母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）５％前後、父子世帯及び父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）は１％未満となっています。

18 歳未満世帯員のいる一般世帯に占める母子世帯は７％前後、母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）10%前後、父子世帯は約１％、父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）は２％前後となっています。

【６歳未満及び 18 歳未満のひとり親世帯の推移】

			平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
６歳未満世帯員のいる一般世帯数			3,134	2,663	2,190
	母子世帯	世帯数	97	63	73
		割合	3.1	2.4	3.3
	母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）	世帯数	181	122	109
		割合	5.8	4.6	5.0
	父子世帯	世帯数	6	5	1
		割合	0.2	0.2	0.0
	父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）	世帯数	26	17	13
		割合	0.8	0.6	0.6
18 歳未満世帯員のいる一般世帯数			7,946	7,156	6,385
	母子世帯	世帯数	541	490	465
		割合	6.8	6.8	7.3
	母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）	世帯数	821	740	629
		割合	10.3	10.3	9.9
	父子世帯	世帯数	69	64	57
		割合	0.9	0.9	0.9
	父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）	世帯数	168	150	105
		割合	2.1	2.1	1.6

資料：国勢調査

２　婚姻・出産等の状況

（１）婚姻・離婚

本市の婚姻件数は令和３年まで減少しており、令和４年には若干増加していますが、令和５年は再び減少して 235 件となっています。

離婚件数も令和３年まで減少しており、令和４年には若干増加していますが、令和５年は再び減少して 93 件となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】

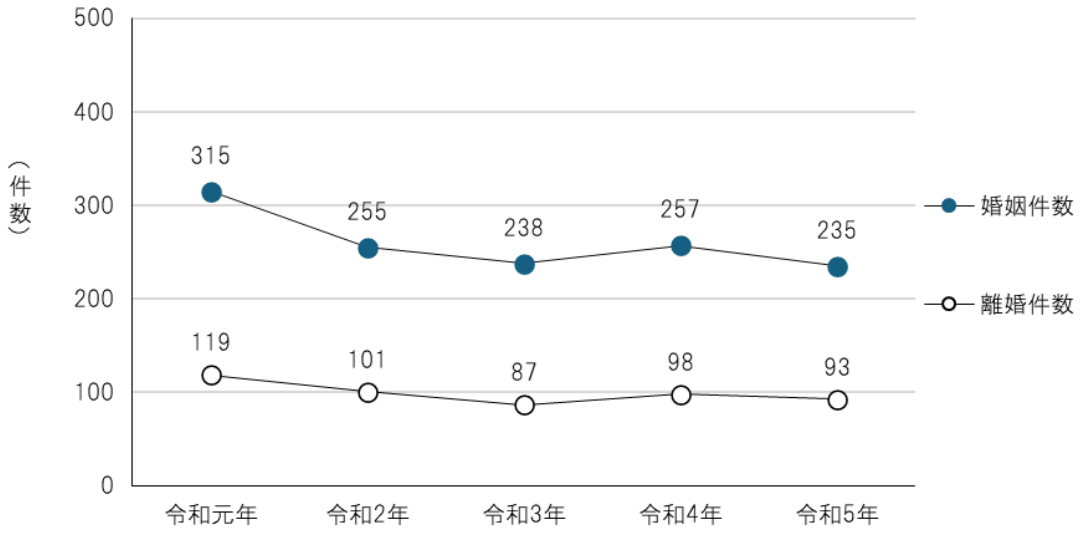

資料：群馬県人口動態調査

（２）未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。

性別では、女性はいずれの年齢階層においても未婚率が上昇し、15 年間でみると、20～24 歳が 7.4 ポイント、30～34 歳が 7.1 ポイント上昇しています。男性は、35～39 歳で 8.6 ポイント、25～29 歳では 8.4 ポイント上昇しています。また、男性は、いずれの年齢階層においても群馬県平均及び全国平均よりも高くなっています。

【未婚率の推移】

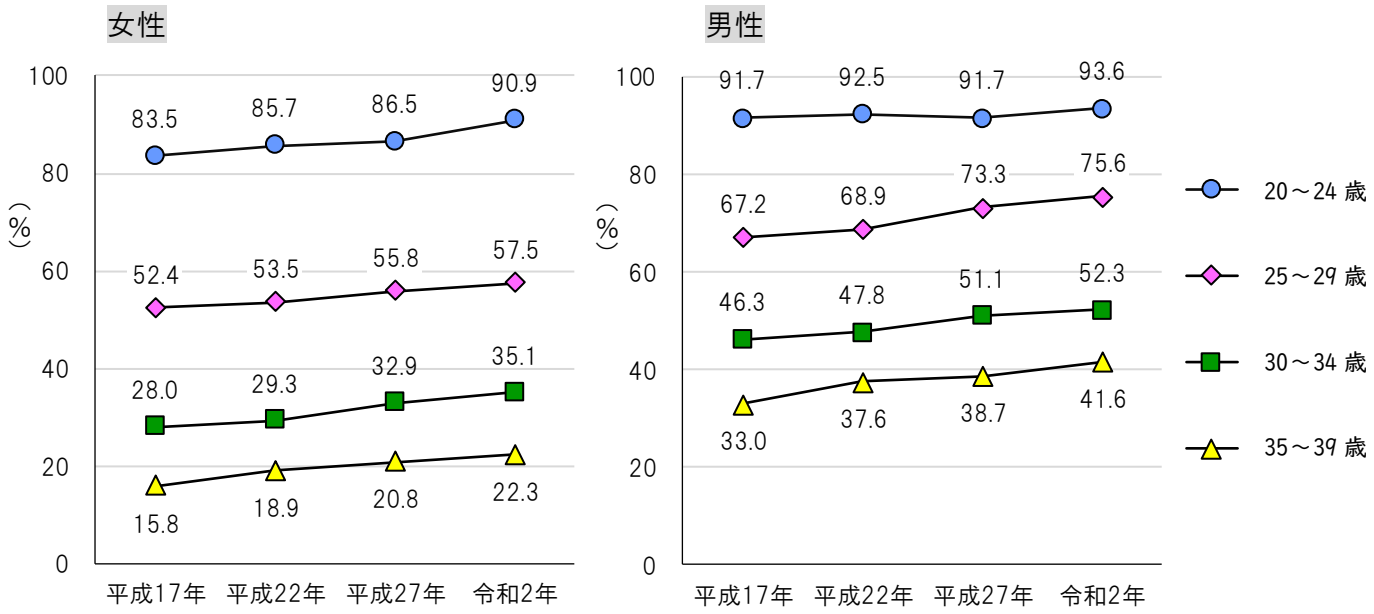

【令和２年の未婚率の比較】

	女性			男性		
	館林市	群馬県	全国	館林市	群馬県	全国
20～24 歳	90.9	89.6	87.1	93.6	91.9	88.5
25～29 歳	57.5	58.6	58.2	75.6	70.7	65.4
30～34 歳	35.1	33.9	33.6	52.3	48.8	43.7
35～39 歳	22.3	22.7	22.8	41.6	37.0	32.4

資料：国勢調査

（３）母子の年齢別出生数

本市の出生数は減少しており、令和４年度は 330 人となっています。

母親の年齢階層別にみると、30～34 歳が最も多くなっていますが、平成 30 年からの減少が最も大きくなっています。

【母子の年齢別出生数の推移】

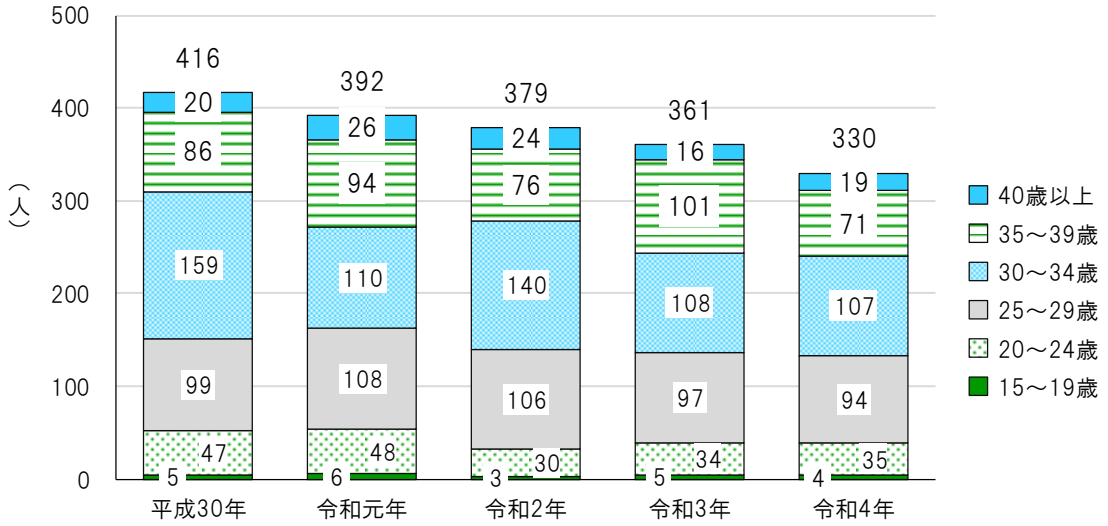

資料：群馬県人口動態調査

（４）合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子の平均数の移り変わりを表したものです。

本市の合計特殊出生率は低下しており、全国及び群馬県の平均値を下回り、令和５年は 0.95 となっています。

【合計特殊出生率の推移】

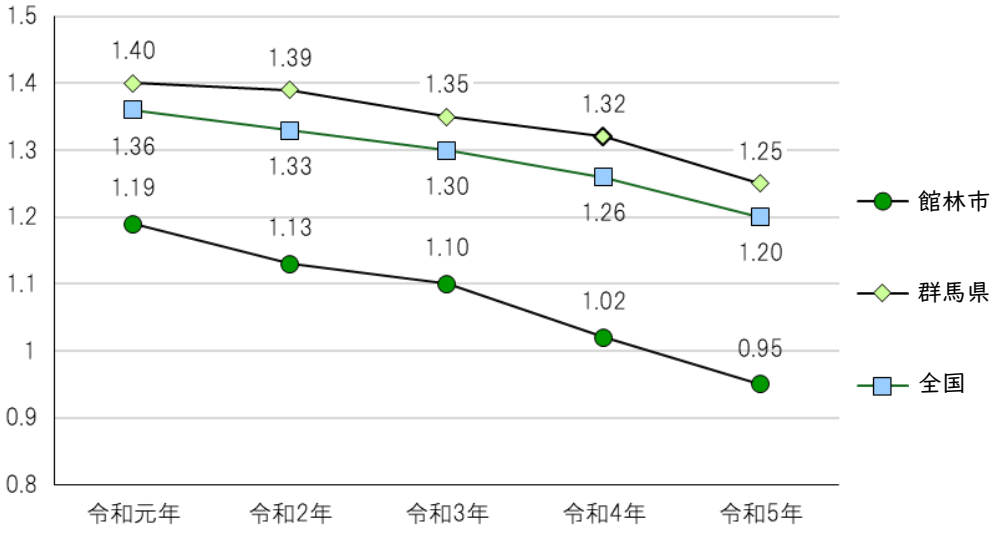

資料：群馬県人口動態調査

（５）児童数

本市の 18 歳未満の児童数は減少し、令和６年４月１日現在で 9,630 人となっています。

年齢階層別にみると、いずれの年齢階層においても減少しており、中でも０～５歳の就学前児童数が 2,401 人、６～11 歳の小学生児童数は 3,256 人と大きく減少しています。

【児童数の推移】

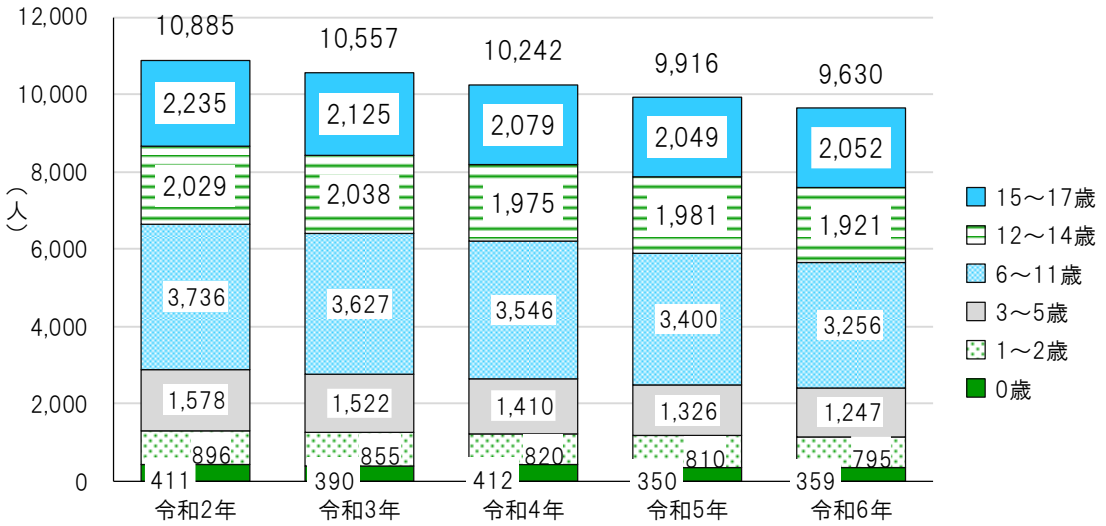

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

３　就業の状況

（１）就業者数

本市の男性の就業者数は減少し、令和２年は 21,046 人となり、就業率も低下して 63.9%となっています。

女性は、平成 27 年から増加に転じ、令和２年の就業者数は 16,309 人、就業率は 49.2%と上昇しています。

【就業者数の推移】

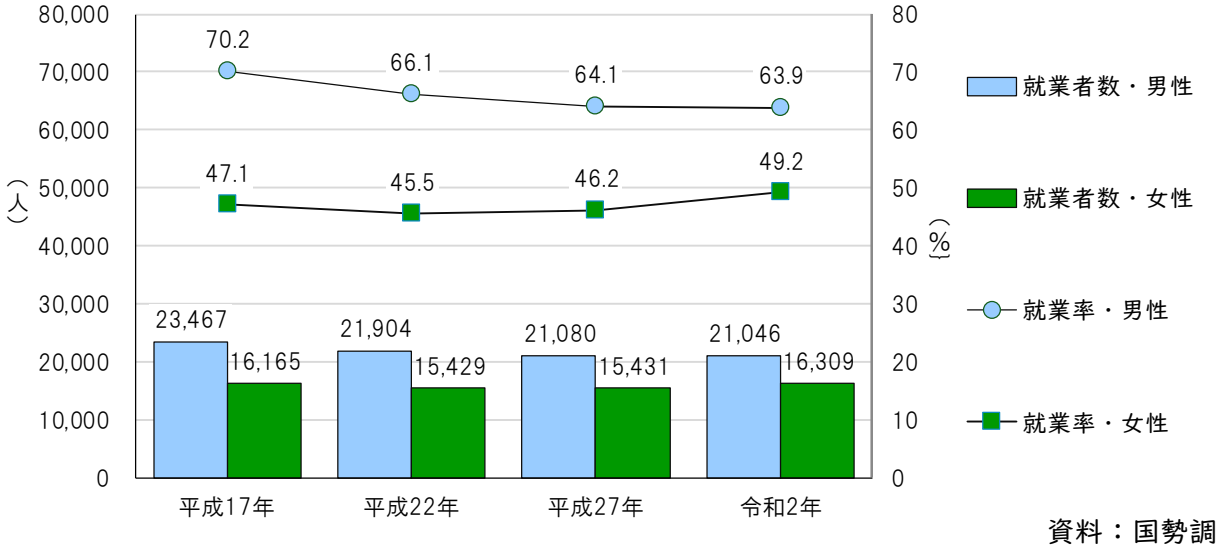

資料：国勢調査

（２）年齢別労働力率

年齢別の労働力率をみると、男性は令和２年のほうが平成 27 年よりも低い傾向にありますが、女性はいずれの年齢階層においても上昇しています。

また、女性の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29 歳をピークに減少するものの、40 歳代から 50 歳代半ばにかけて再び高くなる「M字曲線」を示しています。

30 代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が高くなっているものと考えられますが、平成 27 年と比較すると令和２年は７割台と高くなり、「M字曲線」が緩やかになっています。

【女性の年齢別労働力率】

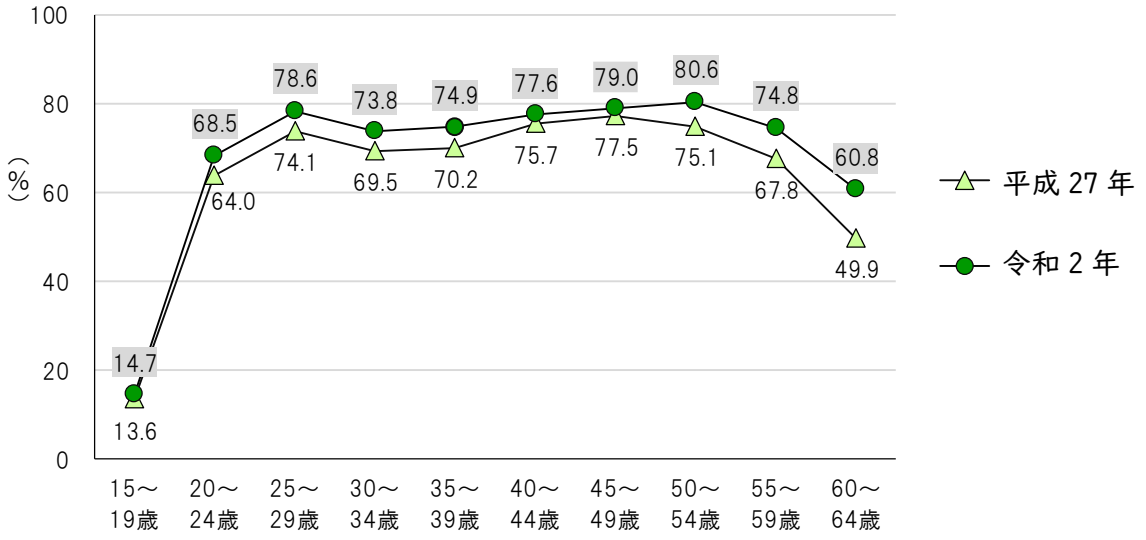

【男性の年齢別労働力率】

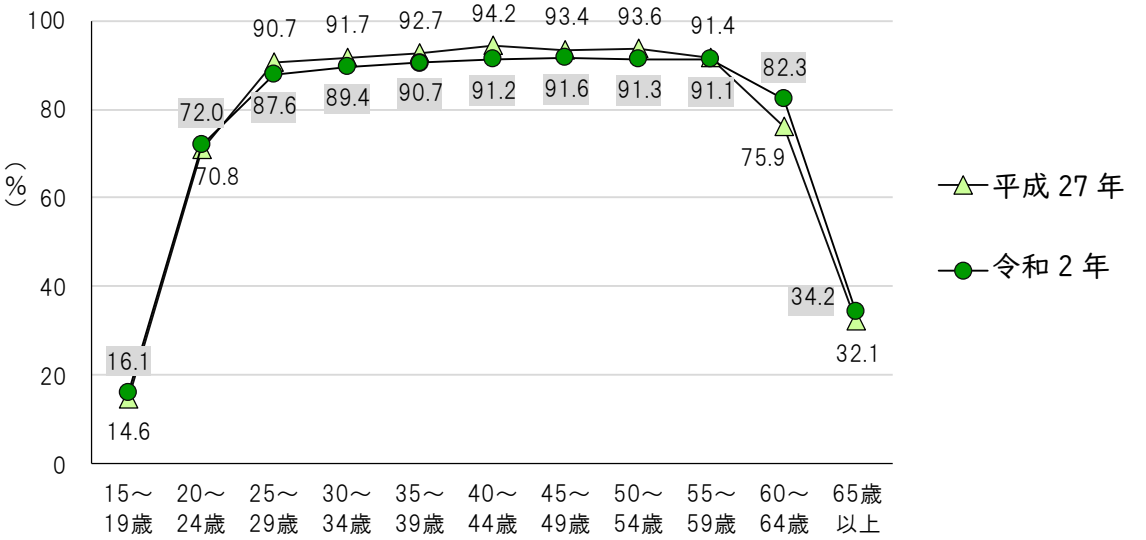

資料：国勢調査

４　生活困難な家庭の状況

（１）こどもの貧困率

令和３年の国民生活基礎調査によると、全国の相対的貧困率は 15.4%、17 歳以下のこどもの貧困率は 11.5%となっています。令和元年から貧困率の計算方法が修正されているため、直接的な比較はできないものの、最も高かった平成 24 年から低下し、こどもの貧困は９人に１人と改善傾向がみられます。

また、令和３年のこどもの貧困率 11.5%を、令和６年４月１日現在の本市の 17 歳以下の人口 11,237 人に当てはめると、約 1,107 人の児童が貧困状態にあると推測されます。

こうした環境で育つこどもは、医療や食事、学習、進学等の面で極めて不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せないことが危惧されています。

【こどもの貧困率の推移】

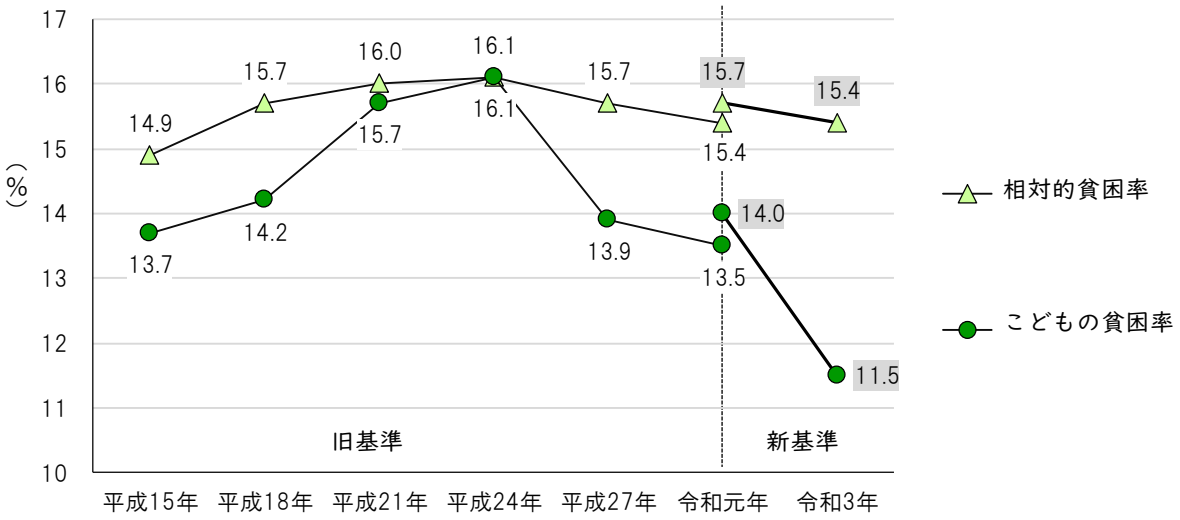

資料：国民生活基礎調査（厚生労働省）

相対的貧困率：所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

こどもの貧困率：こども全体に占める、貧困線に満たないこどもの割合。
※こどもの場合も、その子が属する世帯の可処分所得をもとに計算。

（２）生活保護受給世帯数の推移

本市の生活保護受給世帯数は、令和５年度は 396 世帯となっています。

【生活保護受給世帯数】

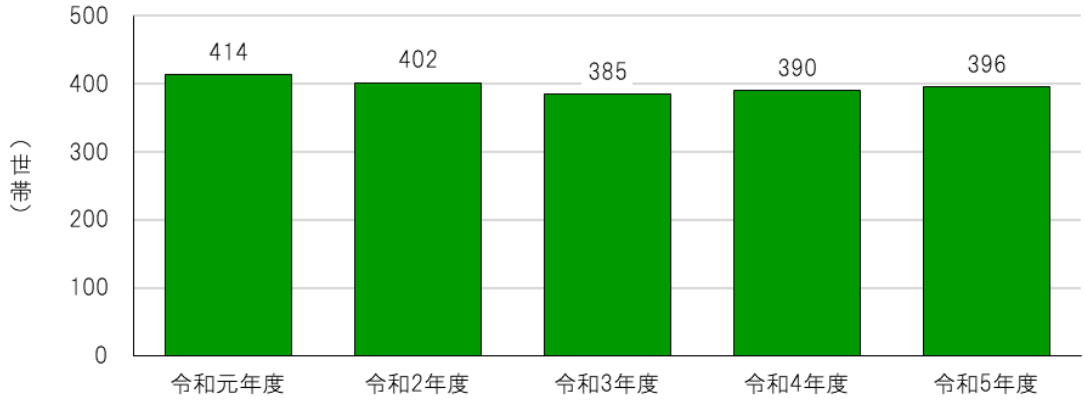

資料：市民生活と福祉

（３）児童扶養手当受給者の推移

本市の児童扶養手当受給者数は、令和５年度は 514 人となっています。

【児童扶養手当受給者数】

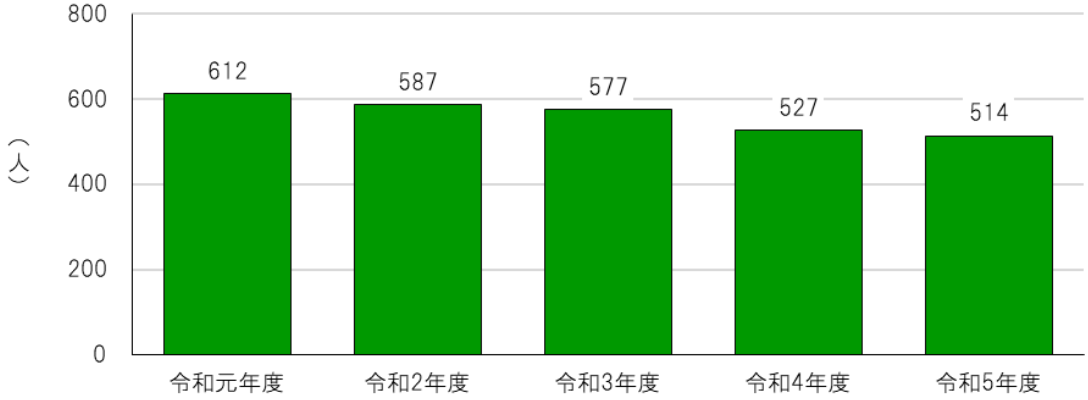

資料：市民生活と福祉

（４）就学援助認定者数の推移

本市の就学援助認定者数は、令和５年度は 434 人となっています。

【要保護及び準要保護給付児童・生徒数】

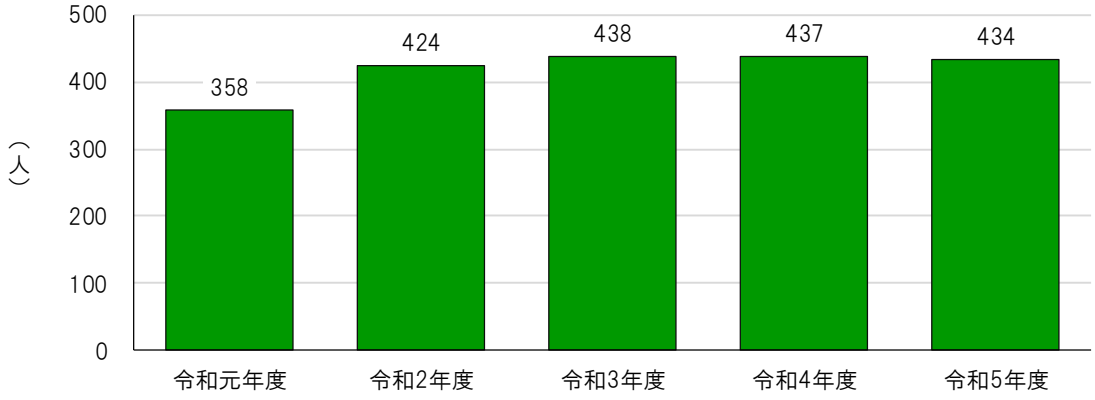

資料：館林市の教育

５　子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について

（１）調査の目的

本計画の策定にあたり、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況及び利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

（２）調査実施期間

令和６年２月 15 日（木）～令和６年２月 29 日（木）

（３）調査対象者

館林市内に在住で、無作為に抽出した就学前児童（０～５歳）のお子さん及び小学１年生～小学３年生のお子さんの保護者を対象に調査を実施しました。

（４）配布数及び回収数

種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童 保護者調査	1,250 件	897 件 （郵送回収：351 件） （Web 回答：546 件）	71.8% （郵送回収：28.1%） （Web 回答：43.7%）
小学生 保護者調査	1,250 件	981 件 （郵送回収：333 件） （Web 回答：648 件）	78.5% （郵送回収：26.6%） （Web 回答：51.8%）

【グラフ等の見方】

- 比率は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が 100.0%とならないこともあります。
- 複数回答の項目については、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が 100%を超えることがあります。
- グラフ中の（n＝〇〇）という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 以降のアンケート調査結果の表記については、以下のとおりとします。

  就学前児童保護者調査→就学前児童調査
  小学生保護者調査→小学生調査

（５）アンケート調査結果抜粋

※前回調査との比較では、平成 30 年度に実施した調査結果を参考資料としています。

①　こどもをみてもらえる親族等の支援

こどもをみてもらえる親族等については、就学前児童及び小学生の保護者ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が多くなっています。一方、前回調査と比べると「いずれもいない」が若干上昇しており、支援体制の充実が求められます。

【こどもをみてもらえる親族等の支援】

■就学前児童調査（複数回答）　n=897　n=1,672

	令和５年度（%）	平成30年度（%）
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	34.2	31.3
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	53.0	54.2
日常的にこどもをみてもらえる友人・知人がいる	1.1	1.2
緊急時もしくは用事の際にはこどもをみてもらえる友人・知人がいる	4.3	8.1
いずれもいない	14.0	10.4
無回答	2.9	8.5

■小学生調査（複数回答）　n=981　n=434

	令和５年度（%）	平成30年度（%）
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	31.6	31.1
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	54.6	55.1
日常的にこどもをみてもらえる友人・知人がいる	2.0	3.2
緊急時もしくは用事の際にはこどもをみてもらえる友人・知人がいる	9.9	13.8
いずれもいない	13.9	11.5
無回答	2.2	3.5

② 子育て（教育を含む）に関する相談相手

子育て等について気軽に相談できる相手については、就学前児童及び小学生の保護者ともに「いる／ある」が８割台と多数を占めているものの、「いない／ない」も１割前後みられます。

また、相談先は、「祖父母等の親族」「友人・知人」が多いほか、就学前児童の保護者は「保育士」、小学生の保護者は「放課後児童クラブ」が多くなっています。

子育て等についての様々な相談先が市内にあることを周知し、不安や困りごとを抱え込まず、気軽に相談できる環境づくりを進めていく必要があります。

【子育て（教育を含む）について気軽に相談できる相手の有無】

	就学前児童調査（n=897）（%）	小学生調査（n=981）（%）
いる／ある	89.4	86.0
いない／ない	8.1	10.8
無回答	2.5	3.2

【相談先】

（複数回答）

就学前児童調査（n=802）（%）		小学生調査（n=844）（%）	
祖父母等の親族	80.8	祖父母等の親族	74.2
友人・知人	66.2	友人・知人	73.5
近所の人	3.7	近所の人	6.2
子育て支援施設・ＮＰＯ	8.7	子育て支援施設・ＮＰＯ	3.2
保健センター	8.6	保健センター	1.9
保健所	1.0	保健所	0.1
保育士	31.9	放課後児童クラブ	12.8
幼稚園教諭	10.6	放課後子ども教室	0.8
民生委員・児童委員	0.2	民生委員・児童委員	0.1
かかりつけの医師	8.4	かかりつけの医師	5.5
自治体の子育て関連担当窓口	0.2	自治体の子育て関連担当窓口	0.6
母子保健推進員	0.4	母子保健推進員	0.0
その他	6.6	その他	10.4
無回答	0.1	無回答	0.1

③　保護者の就労状況について

就学前児童の母親は「フルタイムで就労」が最も多く、前回調査よりも上昇しています。小学生調査でも「フルタイムで就労」は前回調査よりも上昇しており、長時間労働の共働き世帯が増加している状況がうかがえます。

また、小学生調査では、パート・アルバイト等で就労する母親は「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が前回よりも上昇しています。さらに、就学前児童調査では、現在就労していない母親は「１年より先、一番下のこどもが一定の年齢になったころに就労したい」という希望が前回調査よりも上昇しており、就労に対する潜在的な需要を踏まえて、子育てと仕事の両立支援の体制整備を図っていく必要があります。

【保護者の就労状況】

■就学前児童調査　　令和５年度 n=896　　平成30年度 n=1,672

	母親（%）		父親（%）	
	令和５年度	平成30年度	令和５年度	平成30年度
フルタイムで就労※1	40.4	32.4	94.5	86.8
パート・アルバイト等で就労※2	32.2	35.7	1.0	0.4
以前は就労していたが、現在は就労していない	24.1	25.8	1.1	0.4
これまで就労したことがない	1.6	2.4	0.0	0.0
無回答	1.8	3.6	3.4	12.4

■小学生調査　　令和５年度 n=981　　平成30年度 n=434

	母親（%）		父親（%）	
	令和５年度	平成30年度	令和５年度	平成30年度
フルタイムで就労	37.4	29.3	94.5	87.1
パート・アルバイト等で就労	44.8	48.4	1.0	0.2
以前は就労していたが、現在は就労していない	15.1	17.3	1.1	0.7
これまで就労したことがない	1.6	2.1	0.0	0.0
無回答	1.1	3.0	3.4	12.0

※１「フルタイムで就労」は、産休・育休・介護休業中を含みます。

※２「パート・アルバイト等で就労」は、産休・育休・介護休業中を含みます。

【パート・アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望】

■就学前児童調査　n=288　n=597

	令和５年度（%）	平成30年度（%）
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	10.8	9.4
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	27.8	29.5
パート・アルバイト等の就労を続けることを希望	55.9	52.8
パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい	4.5	5.7
無回答	1.0	2.7

■小学生調査　n=432　n=210

	令和５年度（%）	平成30年度（%）
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	6.7	9.5
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	33.1	23.3
パート・アルバイト等の就労を続けることを希望	54.6	62.9
パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい	3.5	2.9
無回答	2.1	1.4

【現在就労していない母親の就労希望】

■就学前児童調査　n=230　n=472

	令和５年度（%）	平成30年度（%）
子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）	16.5	21.6
１年より先、一番下のこどもが一定の年齢になったころに就労したい	44.8	38.8
すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい	33.5	36.0
無回答	5.2	3.6

■小学生調査　n=161　n=84

	令和５年度（%）	平成30年度（%）
子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）	29.8	28.6
１年より先、一番下のこどもが一定の年齢になったころに就労したい	28.6	33.3
すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい	36.6	38.1
無回答	5.0	0.0

④　保育園や幼稚園等の施設・サービスの利用状況と利用希望について

保育園や幼稚園等の施設・サービスの利用状況は前回調査から大きな変化はみられませんが、利用先については、「幼稚園」「認可保育園」が前回調査よりも低下する一方、「認定こども園」が上昇しています。

【保育園や幼稚園等の施設・サービスの利用状況】

■就学前児童調査　n=897　n=1,672

	令和５年度（%）	平成30年度（%）
利用している	76.9	75.8
利用していない	21.2	22.1
無回答	1.9	2.0

【現在利用している保育園や幼稚園等の施設・サービス】

■就学前児童調査　n=690　n=1,268

	令和５年度（%）	平成30年度（%）
幼稚園	13.5	22.6
幼稚園の預かり保育	4.2	8.2
認可保育園	42.5	62.8
認定こども園	37.2	11.4
小規模な保育施設	2.2	0.2
家庭的保育	0.1	0.0
事業所内保育施設	1.6	0.8
自治体の認証・認定保育施設	1.3	1.1
その他の認可外保育施設	0.7	0.3
居宅訪問型保育	0.0	0.0
ファミリー・サポート・センター	0.1	0.3
その他	4.6	1.7
無回答	0.7	1.4

【今後利用したい保育園や幼稚園等の施設・サービス】

■就学前児童調査　n=897　n=1,672

	令和５年度（%）	平成30年度（%）
幼稚園	28.9	34.2
幼稚園の預かり保育	19.4	22.8
認可保育園	49.2	55.3
認定こども園	52.7	27.7
小規模な保育施設	8.1	4.4
家庭的保育	1.4	1.4
事業所内保育施設	4.9	4.3
自治体の認証・認定保育施設	3.7	2.8
その他の認可外保育施設	1.2	0.5
居宅訪問型保育	4.9	3.1
ファミリー・サポート・センター	6.9	6.8
その他	2.2	1.7
利用を特に考えていない	2.9	3.8
無回答	3.2	5.9

⑤　放課後の過ごし方について

「小学１～３年生」及び「小学４～６年生」のときに放課後を過ごさせたい場所については、就学前児童調査及び小学生調査ともに「自宅」「習い事・塾・スポーツクラブ」「放課後児童クラブ（学童保育）」等の希望が多くなっていますが、「小学１～３年生」と「小学４～６年生」の間では違いもみられ、成長段階に応じて変化していく様子がうかがえます。

前回調査と比較すると、小学生調査では「小学１～３年生」の間は「放課後児童クラブ（学童保育）」が、「小学４～６年生」の間は「習い事・塾・スポーツクラブ」の希望が上昇していますが、全体的に回答が分散する傾向もみられます。

【放課後の過ごし方】

■就学前児童調査　　令和５年度　n=897　　平成30年度　n=1,672

	小学１～３年生の間（%）		小学４～６年生の間（%）	
	令和５年度	平成30年度	令和５年度	平成30年度
自宅	46.4	48.4	61.9	65.0
祖父母宅や友人・知人宅	21.9	22.4	24.6	26.9
習い事・塾・スポーツクラブ	37.9	37.8	51.2	54.4
児童館	11.3	7.6	12.7	9.0
放課後子ども教室	13.9	16.6	11.5	14.8
放課後児童クラブ（学童保育）	48.7	50.4	30.4	33.8
ファミリー・サポート・センター	1.6	0.5	1.1	0.4
放課後等デイサービス	8.0	－	6.6	－
学校内	4.5	4.2	6.4	4.7
公民館	2.3	1.0	1.9	1.5
図書館	5.0	3.3	6.8	5.0
公園	12.7	7.5	15.1	8.9
その他	0.3	1.5	0.7	1.7
無回答	7.0	2.2	8.0	2.1

■小学生調査　　令和５年度　n=981　　平成30年度　n=434

	小学１～３年生の間（%）		小学４～６年生の間（%）	
	令和５年度	平成30年度	令和５年度	平成30年度
自宅	64.0	70.5	70.1	71.2
祖父母宅や友人・知人宅	11.7	15.4	12.6	17.3
習い事・塾・スポーツクラブ	46.7	49.1	75.3	58.8
児童館	5.3	5.3	5.9	5.3
放課後子ども教室	5.9	6.2	5.0	6.7
放課後児童クラブ（学童保育）	31.8	26.5	19.1	18.9
ファミリー・サポート・センター	0.5	0.2	0.5	0.0
放課後等デイサービス	7.2	－	6.3	－
学校内	6.4	3.9	6.3	4.4
公民館	2.0	0.9	1.6	1.2
図書館	3.2	4.4	3.9	4.6
公園	11.9	10.8	14.9	9.2
その他	1.1	1.2	1.1	1.2
無回答	1.9	1.8	3.9	3.7

⑥　本市の子育て支援環境の評価

本市の子育て支援環境については、就学前児童調査及び小学生調査ともに「幼稚園・保育園・認定こども園の施設」「就学前の教育」「児童館、公民館等の居場所づくり」の満足の割合が高く、特に就学前児童調査で割合が高くなっています。

一方、「館林市の子育て支援や環境の総合的な満足度」は不満の割合が高くなっています。また、前回調査と比較すると、「放課後児童対策」は、小学生調査で不満の割合が高くなっています。

【本市の子育て支援環境の評価】

■満足（「満足」「やや満足」の合計）　n=897　n=981

	就学前児童調査（%）	小学生調査（%）
子育て情報の発信	15.5	11.7
子育て仲間の交流支援	12.7	10.9
児童館、公民館等の居場所づくり	23.2	21.5
幼稚園・保育園・認定こども園の施設	40.1	29.3
就学前の教育	35.6	27.9
特別保育	18.6	14.8
放課後児童対策	11.6	15.5
こどもの心とからだの相談体制	12.5	10.6
館林市の子育て支援や環境の総合的な満足度	15.7	10.3

■不満（「やや不満」「不満」の合計）　n=897　n=981

	就学前児童調査（%）	小学生調査（%）
子育て情報の発信	14.2	13.5
子育て仲間の交流支援	13.2	9.9
児童館、公民館等の居場所づくり	14.0	16.9
幼稚園・保育園・認定こども園の施設	14.5	12.3
就学前の教育	12.8	13.0
特別保育	18.6	15.9
放課後児童対策	13.4	24.8
こどもの心とからだの相談体制	11.8	14.2
館林市の子育て支援や環境の総合的な満足度	29.0	30.0

⑦　地域で子育てを支えるために重要なこと

地域で子育てを支えるために重要なことは、就学前児童調査及び小学生調査ともに「こどもの防犯のための声かけや登下校の見守りがある」が最も多く、続いて就学前児童調査では「悩みについて気軽に相談できる」「情報を提供してもらえる」が、小学生調査では「情報を提供してもらえる」「こども同士が一緒に遊べる」が多くなっています。

また、就学前児童調査は小学生調査よりも割合が高いものが多く、中でも「悩みについて気軽に相談できる」「地域の行事やお祭りなどがある」は差が大きくなっており、見守りや相談支援、地域交流等、地域がつながり子育てを支援していく環境づくりが重要です。

【地域で子育てを支えるために重要なこと】

	就学前児童調査（n=897）		小学生調査（n=981）	
悩みについて気軽に相談できる	61.8	2位	42.7	5位
親同士で話ができる仲間づくりができる	38.9		28.3	
情報を提供してもらえる	60.1	3位	55.4	2位
学習をする場がある	34.2		37.8	
家事を支援してもらえる	25.3		16.0	
不意の外出や親の帰りが遅くなった時などにこどもを預かってもらえる	39.7		30.6	
こども同士が一緒に遊べる	57.5	4位	50.7	3位
こどもにスポーツや勉強を教えてもらえる	46.3	5位	44.5	4位
地域の伝統文化をこどもに伝えてもらえる	21.6		19.2	
こどもに自分の職業体験や人生経験を伝えてもらえる	21.4		21.7	
小中学校の校外学習や行事をサポートしてもらえる	29.5		32.0	
こどもの防犯のための声かけや登下校の見守りがある	64.0	1位	56.2	1位
地域の行事やお祭りなどがある	41.8		27.2	
その他	1.8		1.7	
地域で子育てを支えること自体、重要だと思わない	0.9		1.4	
わからない	3.5		4.8	
無回答	1.0		1.0	

⑧　子育て環境充実のために必要な支援

就学前児童調査及び小学生調査ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多く、次いで「保育園、幼稚園、認定こども園、学校などにかかる出費負担を軽減してほしい」「安心してこどもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」となっています。

就学前児童調査は、「保育園、幼稚園、認定こども園などの施設サービスを充実してほしい」等、小学生調査よりも割合が高いものが多くなっていますが、「放課後子ども教室を充実してほしい」は小学生調査の割合が高くなっています。

【子育て環境充実のために必要な支援】

	就学前児童調査（n=897）（%）		小学生調査（n=981）（%）	
親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい	41.8		30.3	
親子で楽しめるイベントを開催してほしい	39.9		32.3	
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	74.8	1位	60.0	1位
子育てに困ったときに相談したり情報を得たりできる場を作ってほしい	28.7		22.9	
保育園、幼稚園、認定こども園などの施設サービスを充実してほしい	41.8		15.6	
放課後児童クラブを充実してほしい	31.0		28.7	
放課後子ども教室を充実してほしい	18.4		26.9	
保育園、幼稚園、認定こども園、学校などにかかる出費負担を軽減してほしい	52.6	2位	34.8	2位
誰でも気軽に利用できる民間等による保育サービスがほしい	25.4		16.7	
安心してこどもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい	42.3	3位	34.4	3位
多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面も配慮がほしい	7.8		4.7	
残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	31.2		26.5	
子育てについて学べる機会を作ってほしい	13.9		9.6	
その他	5.6		7.5	
無回答	2.0		3.0	

６　子ども・子育てに関する方向性

（１）地域で安心して出産、子育てできる環境づくり

少子化や核家族化が進んでいく中で孤立する子育て家庭の増加が懸念されています。アンケート調査でも、子育て（教育を含む）に関する相談相手がいないという回答もみられるため、相談する相手が身近にいない家庭に対して、保護者が悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の構築が求められます。

また、こどもの健やかな成長のため、こどもと保護者の健康の保持・増進が大切なことから、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない子育て支援体制として、各施策・事業の連携強化を図っていく必要があります。

（２）幼児期の教育・保育の充実

こどものいる世帯の核家族化の進行や、共働き世帯、ひとり親家庭の増加等により、施設やサービスの利用ニーズが高まることが考えられます。アンケート調査では、フルタイムで働く共働き世帯が増加しており、潜在的なフルタイム就労へのニーズもみられるため、ニーズに柔軟に対応できるような体制を整備していくことも大切です。

そのため、今後のこどもの増減や教育・保育ニーズを踏まえた適正な定員の設定と利用調整が必要となります。また、多様化するライフスタイルや働き方に対応でき、各家庭が希望する生活を実現することができるよう、関係機関と連携し、多様な教育・保育サービスを充実させることが求められます。

（３）こどもの居場所づくり

アンケート調査では、こどもの成長とともに放課後の過ごし方の希望が変化する様子がうかがえます。また、価値観の多様化により、こどもの居場所に対するニーズも分散化している兆しもみられるため、様々なニーズや特性を持つこどもたちが、身近な地域において成長段階に応じた居場所を持つことができるように、多様な居場所づくりが重要となっています。

そのため、こどもたちが安全で安心して過ごせ、様々な学びや遊び、体験の機会に接することができるように、放課後子ども教室との連携による放課後児童クラブの実施や、児童館や公民館等の地域資源の活用等、多様な居場所づくりのニーズに柔軟に対応していく必要があります。

（４）こどもの権利を守り、未来をつなぐ体制づくり

すべてのこどもが権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるように、社会全体で後押しするこどもまんなか社会の実現が求められています。

そのため、生活困窮や児童虐待、障がいのあるこども等、こどもと保護者の状況を配慮しながら、あらゆるこどもへ最善の利益がもたらされるように、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高い対策に取り組む必要があります。また、こどもの安全を確保し、多様化する子育て支援ニーズに対応していくため、地域の多様な支援が充実するように、地域の子育て支援活動の促進を図っていく必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

本計画では、未来のこどもに願う姿が現実となるよう、以下の基本理念を掲げます。

地域で子育ての幸せを分かち合い　こどもたちの輝く笑顔を育む

こどもまんなか里沼のまち

日本の原風景として、その価値が評価され、文化庁より日本遺産として認定された「里沼（ＳＡＴＯ-ＮＵＭＡ）」。この貴重なふるさとの歴史や文化、自然の中で育まれながら、次代を担うこどもたちが明るく元気よく、健やかに成長していくことが本市の目指すところです。

前計画においても、こどもの最善の利益の実現を第一に考え、社会全体で子育てを支え、すべての子育て家庭の多様な「希望」がかなえられるようなまちづくりを目指して「子育てを社会全体で支えあい、安心して元気なこどもと親が育つ　里沼のまち」を基本理念として掲げてきました。

本計画においても前計画の取組を踏襲する一方で、こどもを取り巻く環境は変化しており、少子化や子育て世帯の核家族化の進行、外国籍のこどもの増加、フルタイムで働く共働き世帯の増加等が進んでいます。特に少子化については、国においても大きな問題ととらえ、こどもに関する取組・政策を社会のまんなかに据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めています。

そこで、本計画でも「こどもまんなか社会」を目指して、行政、地域住民、事業主等の様々な主体がつながり、こどもや子育て世帯に寄り添う地域づくりに取り組みます。また、子育て世帯においても困り事や心配事を抱え込まずに、地域の様々な力（支援）を頼ることができるように、地域とのつながりを深められるような環境を整備し、こどもが成長する喜びや楽しみを地域全体で分かち合い、未来のまちづくりにつながるような事業展開を図ります。

そのため、こどもの笑顔が未来の館林を創るという認識が地域全体に浸透するように、本計画の基本理念を「地域で子育ての幸せを分かち合い　こどもたちの輝く笑顔を育む　こどもまんなか里沼のまち」とし、あらゆるこどもたちが輝ける未来へつながるまちづくりを目指します。

２　基本目標

基本理念の実現に向けて、４つの基本目標を設定し、総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

また、国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

基本目標１　すべての子育て家庭を支える

すべての子育て家庭のために、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供等、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

基本目標２　人権、いのち、健康を守る

すべてのこどもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない母子保健対策の充実を通じた育児支援を推進します。

また、こどもの人権が尊重され、誰もが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取組を推進します。

基本目標３　安心して子育てができる生活環境を確保する

子育て家庭に配慮した企業の取組が促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

基本目標４　こどもと親の未来をつなぐ

貧困や児童虐待、ヤングケアラー、外国籍のこども等の支援を必要とするこどもや子育て世帯では、複合的な課題を抱えているケースも少なくないため、庁内関係課や関係機関等と幅広く連携し、地域住民の協力を得ながら、より実効性の高いこどもの支援策に取り組みます。

３　計画の体系

基本理念

地域で子育ての幸せを分かち合い　こどもたちの輝く笑顔を育む
こどもまんなか里沼のまち

基本目標	施策の方向性	施策
基本目標１ すべての子育て家庭を支える	１　地域における子育て支援の充実	１　子育て相談事業 ２　地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業） ３　園庭開放事業 ４　児童館事業 ５　子育て情報配信サービス事業 ６　入園手続の簡素化
	２　ひとり親家庭に対する支援	７　母子・父子家庭自立支援事業 ８　児童扶養手当支給事業 ９　ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 10　母子・父子家庭児童小学校入学及び中学校卒業祝金支給事業 11　福祉医療費助成事業
	３　子育てに対する経済的な支援	12　児童手当支給事業 13　多子世帯保育料軽減 14　ひとり親世帯や在宅障がい児（者）世帯の保育料負担軽減 15　寡婦（夫）控除のみなし適用 16　第３子以降保育料無料化及び副食費免除事業 17　ファミリー・サポート・センター事業（利用料補助金） 18　放課後児童健全育成事業（保育料軽減補助） 19　福祉医療費助成事業（再掲）

基本目標	施策の方向性	施策
基本目標２ 人権、いのち、健康を守る	１　妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援	20　母子保健対策事業 21　妊娠・出産包括支援事業 22　予防接種事業
	２　児童虐待防止対策の推進	23　家庭児童相談事業 24　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 25　女性相談事業 26　こども家庭センターの設置
	３　障がい児やその保護者に対する支援	27　障がい児保育事業 28　児童福祉施設入(通)所児負担金補助事業 29　障がい児給付費 30　発達障がい者支援事業 31　障がい者総合支援センター運営事業 32　障がい児福祉手当給付事業 33　特別児童扶養手当支給事業 34　相談支援事業
	４　こどもの人権の尊重	35　人権教育推進事業 36　自己指導能力の育成 37　いじめや問題行動への対応 38　不登校児童生徒への対応 39　虐待やヤングケアラーへの対応 40　ゲートキーパー養成講座 41　人権擁護委員人権啓発活動支援
基本目標３ 安心して子育てができる生活環境を確保する	１　仕事と子育ての両立を支援する環境の整備	42　就労に関する情報提供 43　就労を希望する方への就労支援 44　ワーク・ライフ・バランス推進を含んだ男女共同参画の啓発・情報提供
	２　こどもの安全のための支援	45　こどもの安全の充実 46　通学路等の安全確保 47　自主防犯活動の推進 48　安全安心な地域づくり 49　交通事故情報・不審者情報の共有
基本目標４ こどもと親の未来をつなぐ	１　こどもの教育・学習支援	50　就学奨励（援助）事業 51　生活困窮者自立支援事業 （子どもの学習支援）
	２　こどもと家庭等の総合的な支援の充実	52　こどもの居場所づくり支援事業 （子どもの総合相談窓口事業） 53　重層的支援体制整備事業
	３　生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援	54　就業相談会 55　生活保護事業 56　住居確保給付金 57　生活福祉資金貸付 （子どもの総合相談窓口事業）

第４章　子ども・子育て支援施策の展開

基本目標１　すべての子育て家庭を支える

１　地域における子育て支援の充実

少子化や核家族化が進みこどものいる家庭が減少するとともに、地域では人と人とのつながりの希薄化等も進み、子育て中の家庭においては、身近に相談できる人がいなかったり、子育てに関する情報が得られにくかったりするなど、孤立感や育児不安を抱える場合があります。

アンケート調査の結果においても、子育てに関してこどものしつけや成長、健康等の様々な悩みや不安を抱えている様子がうかがえます。

そのため、気軽に相談できる場所や、保護者同士が交流しながら情報交換や気分転換ができる環境の整備、子育てに関する分かりやすい情報の発信等、地域における子育て支援の充実を図ります。また、外国籍のこどもの増加が見込まれるため、就学前施設に関する外国語による案内資料の作成等、地域の状況に応じた必要な取組を推進します。

施策

項　目 ［担当課］	１ 子育て相談事業 ［こども課］
内　容	地域の身近な施設として保育園の施設能力を活用し、育児等について相談（電話、面接）に応じ適切な助言、指導を行い、保護者の不安解消と、乳幼児の健全育成を図ります。また、事業を通じて未就園児の保護者の利用につながるように取り組みます。
項　目 ［担当課］	２ 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業) ［こども課］
内　容	子育て中の保護者間の交流、保育に関する相談や情報提供等を地域と一体となり行うことにより、育児不安の払拭に努めます。また、様々な背景のある子育て世帯の利用につなげられるように、関係機関や地域と連携して取り組みます。
項　目 ［担当課］	３ 園庭開放事業 ［こども課］
内　容	地域の身近な施設として保育園の園庭を地域に開放し、児童の遊び場として利用を促進することにより、児童健全育成を図ります。
項　目 ［担当課］	４ 児童館事業 ［こども課］
内　容	０歳から 18 歳未満の児童の地域における居場所として、健全な遊びや文化的な活動を通じて、健康の増進や情操を豊かにし、創造性を高めることを目指すとともに、こどもや保護者からの相談対応にも取り組みます。また、こどもや保護者に寄り添い、誰もが安全で安心して利用できる場所を目指します。

項　目 ［担当課］	５ 子育て情報配信サービス事業 ［子育て支援課］
内　容	市の公式ＳＮＳをはじめ、子育て世帯が有効に活用できそうな情報提供手段を活用し、子育て支援に関する情報発信に努めます。
項　目 ［担当課］	６ 入園手続の簡素化 ［こども課］
内　容	保育所等への入園申込みに関する手続について、電子申請で可能となる項目を設けるなど、保護者の負担軽減を図ります。

２　ひとり親家庭に対する支援

ひとり親家庭では、子育てをする上で経済的に不安定な状態であったり、家庭生活においても様々な課題を抱えていたりする場合が見受けられます。

生活安定のための就労支援のほか、不安や負担の軽減のための相談体制等、必要な支援を提供することが、ひとり親家庭のこどもにとって重要です。

こうした家庭の生活の安定と自立の促進に向けて、経済的支援や学習支援等、こどもが健やかに成長するために必要な支援を各家庭の状況に応じて実施していきます。

施策

項　目 ［担当課］	７ 母子･父子家庭自立支援事業 ［子育て支援課］
内　容	経済的自立を目指すため、母子・父子家庭の主体的な能力開発及び資格取得の取組に対し、相談及び経済的支援をします。
項　目 ［担当課］	８ 児童扶養手当支給事業 ［子育て支援課］
内　容	父親又は母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るため支給します。
項　目 ［担当課］	９ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ［子育て支援課］
内　容	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていきます。
項　目 ［担当課］	10 母子･父子家庭児童小学校入学及び中学校卒業祝金支給事業 ［子育て支援課］
内　容	母子・父子家庭の児童が小学校へ入学及び中学校を卒業する場合に祝金を支給します。

項　目 ［担当課］	11　福祉医療費助成事業 ［保険年金課］
内　容	18 歳までのこども、重度心身障がい者及び母子・父子家庭等の親と子の健康管理向上のため、保険診療の自己負担分を助成することにより経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。

３　子育てに対する経済的な支援

我が国の少子化が進む背景の一つとして、こどもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が指摘されています。

国においても、令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化が開始され、本市においても子育て世帯の経済的負担軽減策に取り組んでいますが、物価の上昇が続く中で経済的に不安を感じる子育て家庭も少なくない状況がうかがえます。

安心してこどもを産み育てることができる環境づくりに向けて、効果的な経済的支援の向上に努めるとともに、支援を必要とする世帯の利用につながるように、各種支援制度の周知を図ります。

施策

項　目 ［担当課］	12　児童手当支給事業 ［子育て支援課］
内　容	次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するという趣旨のもとに、高校生年代までの児童を養育する父母等に支給します。
項　目 ［担当課］	13　多子世帯保育料軽減 ［こども課］
内　容	子育てに関わる負担が大きい多子世帯が安心して出産・子育てができるように、幼児教育・保育の無償化の対象とならない３号認定児童（０～２歳児）が利用する施設（※）の保育料の減免を行います。 対象となる世帯の基準や制度内容については、検討、見直しを適宜行いながら、事業を継続していきます。 ※保育園、幼稚園、認定こども園
項　目 ［担当課］	14　ひとり親世帯や在宅障がい児(者)世帯の保育料負担軽減 ［こども課］
内　容	市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯で、ひとり親世帯や在宅障がい児（者）世帯に属する３号認定児童の保育料については、第１子の年齢にかかわらず第２子以降は無償とします。

項　目 ［担当課］	15　寡婦(夫)控除のみなし適用 ［こども課］
内　容	ひとり親世帯のうち、未婚のひとり親（税法上の寡婦（夫）控除対象外の方）について、保育料算定時に寡婦（夫）控除をみなし適用します。 ※みなし適用の結果、減額とならない場合もあります。
項　目 ［担当課］	16　第3子以降保育料無料化及び副食費免除事業 ［こども課］
内　容	同一世帯で 18 歳まで（18 歳の誕生日後の最初の３月 31 日まで）の児童を３人以上監護する場合は、第３子以降の児童に係る保育料や副食費を無料・免除します。対象要件等については国の動向等を踏まえ、検討、見直しを適宜行いながら、事業を継続します。
項　目 ［担当課］	17　ファミリー･サポート･センター事業(利用料補助金) ［子育て支援課］
内　容	保護者の就労支援及び経済的負担の軽減を図ることを目的として、低所得世帯の方が館林市ファミリー・サポート・センター事業の援助活動を受けた場合に、支払うべき利用料の一部を補助します。
項　目 ［担当課］	18　放課後児童健全育成事業(保育料軽減補助) ［こども課］
内　容	放課後児童クラブの保育料の一部を補助することで、低所得世帯の負担軽減を図ります。対象要件等については国の動向等を踏まえ、検討、見直しを適宜行いながら、事業を継続します。
項　目 ［担当課］	19　福祉医療費助成事業(再掲) ［保険年金課］
内　容	18 歳までのこども、重度心身障がい者及び母子・父子家庭等の親と子の健康管理向上のため、保険診療の自己負担分を助成することにより経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。

基本目標２　人権、いのち、健康を守る

１　妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援

女性にとって妊娠・出産は、短期間での心身の大きな変化に加えて、出産後すぐに「子育て」が始まること等から、不安や悩みが生じやすい時期であり、妊娠期からの継続した切れ目のない母子保健サービスの充実と、継続した支援がより一層求められています。

そのため、「子育て世代包括支援センター」の母子保健機能と「こども家庭総合支援拠点」の児童福祉機能の両機能を有し一体的に切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」を設置し、保健センターを拠点として行っていた母子保健コーディネーター事業や産前産後サポート事業等を引き続き実施しながら、子育て家庭（妊産婦を含む）に対する相談支援体制の充実を図り、妊娠期、出産前後、子育て期にわたって切れ目のない支援の充実に取り組みます。

施策

項　目 ［担当課］	20　母子保健対策事業 ［健康推進課］
内　容	乳幼児の健康診査・健康相談・健康教育等を実施し、母性及び乳幼児の健康の保持・増進及び健全な成長を支援します。 【具体的な取組】 乳幼児健康診査、乳幼児発達相談、のびのび相談、母子保健推進員活動等
項　目 ［担当課］	21　妊娠・出産包括支援事業 ［健康推進課］
内　容	母子保健コーディネーターを中心に妊娠期から出産、子育て期までの総合的な支援や情報提供を行います。 【具体的な取組】 母子保健コーディネーター事業、妊娠届出受理・母子健康手帳交付、産前産後サポート事業、妊婦健康診査、産婦健康診査、妊産婦新生児訪問指導、産後ケア事業、妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業、不妊治療費助成、未熟児養育医療給付、ママパパ学級、新生児聴覚検査、妊婦初回産科受診料支援事業、子育て支援誕生祝品給付事業
項　目 ［担当課］	22　予防接種事業 ［健康推進課］
内　容	感染の恐れのある疾病の発生及びまん延予防のため、「予防接種法」に基づき予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与します。 【具体的な取組】 定期予防接種、任意予防接種費用の一部助成

２　児童虐待防止対策の推進

児童虐待は大きな社会問題となっています。児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、保護者自身の日常生活におけるストレス、配偶者からの暴力（ＤＶ）、地域における家庭の孤立からくる子育て機能の低下等が複雑に関与しています。

こうしたことから、本市においても、行政機関の連携や民生委員・児童委員等の地域の協力によって、様々な相談に応じながらこどもへの虐待の予防、早期発見、早期対応に努めてきました。

児童虐待は、こどもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるため、今後も児童虐待により傷付く児童のないよう、相談窓口の周知や支援体制の強化等、行政のみならず地域社会全体で児童虐待防止に取り組みます。

施策

項　目 ［担当課］	23　家庭児童相談事業 ［子育て支援課］
内　容	児童相談所をはじめとする関係機関との連携及び充実を図り、18 歳までの児童の性格、習慣、知能、言語、学校、生活、非行、及び家庭環境（ヤングケアラー）や児童虐待等について相談、指導を行います。
項　目 ［担当課］	24　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ［子育て支援課］
内　容	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関やネットワークを構成する関係機関等の専門性の向上と連携の強化、関係職員の資質と組織としての対応力の向上を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、及び虐待を受けたこどもの支援を推進します。
項　目 ［担当課］	25　女性相談事業 ［子育て支援課］
内　容	ＤＶ（面前ＤＶを含む）、離婚等の相談を家庭児童相談と連携し、家庭が抱えている問題について相談支援を行い、切れ目のない包括的な支援を目指します。
項　目 ［担当課］	26　こども家庭センターの設置 ［子育て支援課］
内　容	児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）と母子保健機能（子育て世代包括支援センター）の両機能を有するこども家庭センターを設置し、妊産婦・子育て世帯・こどもへの一体的かつ切れ目のない支援に努めます。

３　障がい児やその保護者に対する支援

障がいを早期に発見し、早期に適切な相談や指導、医療を受けられるように、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断は重要であり、あわせて、保護者がこどもの成長発達や障がいを正しく理解し受け止め、こどもにとってより良い方向へ導いていけるように取り組んでいく必要があります。

本市では、「館林市障がい児福祉計画」に基づき、保健、医療、福祉、教育等の関係部署と連携しながら福祉サービスや教育環境の充実、地域の支援体制の向上等、一人一人の状態に応じた適切な支援が行えるように取り組んでいます。

障がいは一様ではなく、身体障がいや知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、医療的ケアを要する等様々であり、福祉サービスの対象となる児童は増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、今後も障がいの有無に関わらず、ともに身近な地域で安心して成長できるように、相談機関・教育機関等との連携や協力をしながら地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進し、将来の自立や社会参加に向けた支援の充実を図ります。

施策

項　目 ［担当課］	27　障がい児保育事業 ［こども課］
内　容	心身に障がいを持つ集団保育が可能な児童を保育所等に受け入れ、適切な支援をしながら保育を行うとともに、保護者支援も行います。また、充分な支援が行えるように、研修会等で保育士の資質向上に努めます。
項　目 ［担当課］	28　児童福祉施設入(通)所児負担金補助事業 ［子育て支援課］
内　容	児童福祉施設入（通）所児にかかわる負担金の軽減を図るため保護者に対して補助金を交付します。
項　目 ［担当課］	29　障がい児給付費 ［社会福祉課］
内　容	障がいのあるこどもに対し、日常生活における基本的な動作の指導及び生活能力向上のための訓練や集団生活への適応訓練を適正に利用できるように、相談支援事業と連携を図り事業を推進します。
項　目 ［担当課］	30　発達障がい者支援事業 ［社会福祉課］
内　容	発達障がい児とその保護者が安心して地域で生活できるように、発達障がい児の乳幼児期からの各ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備と発達障がいに対する理解促進に向けて、人材育成支援・地域啓発・早期発達支援といった事業に取り組み、社会全体で発達障がい児を支える仕組みづくりを進めます。

項　目 ［担当課］	31　障がい者総合支援センター運営事業 ［社会福祉課］
内　容	障がい児の将来の自立した日常生活と社会参加に向けた支援を行うための拠点として、児童発達支援、放課後等デイサービス、在宅重度心身障がい者等デイサービス、相談支援といった事業を実施し、施設運営を行います。
項　目 ［担当課］	32　障がい児福祉手当給付事業 ［社会福祉課］
内　容	日常生活において常に介護を必要とする重度障がい児等に支給します。適切な情報の提供に努めます。
項　目 ［担当課］	33　特別児童扶養手当支給事業 ［社会福祉課］
内　容	在宅の重度障がい児等を監護（養育）する父又は母等に支給します。適切な情報の提供に努めます。
項　目 ［担当課］	34　相談支援事業 ［社会福祉課］
内　容	障がいのあるこどもや発達上の課題を抱えたこどもを持つ保護者等が、不安や悩み等を気軽に相談し、アドバイスや支援を受けられるよう、相談支援事業者と連携して相談体制の充実に努めます。

４　こどもの人権の尊重

こどもは一人の人間として、大人と同じように自由と権利があるにもかかわらず、近年は、児童虐待や犯罪被害、いじめの問題等、こどもの人権にかかわる様々な問題が発生し、自殺等の深刻な事態に至ることもあります。

国においては、国連のこどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を踏まえ、「こども基本法」が令和５年４月に施行されました。

本市においても、こどもの権利に関する理解の醸成を図るため、本市の子ども・子育て支援施策全般に浸透するよう周知徹底を図ります。

また、こども自身が自分の権利を理解し、他者の権利を認め尊重することができる心豊かなこどもの育成を図ります。

施策

項　目 ［担当課］	35　人権教育推進事業 ［学校教育課］
内　容	各学校における計画的、組織的な人権教育を推進し、教職員の見識を高め指導力向上を図るとともに、児童生徒の人権に関する理解と意識の向上を図ります。 【具体的な取組】 学校人権教育推進委員会、教職員人権教育全体研修会、人権擁護作品（作文、標語、ポスター/図画）の募集と展示、各校による人権集中学習
項　目 ［担当課］	36　自己指導能力の育成 ［学校教育課］
内　容	全教育活動を通じて、互いを尊重し合い自他の命を大切にする教育及び自己指導能力を高める教育を推進します。 【具体的な取組】 各校の SOS の出し方教育・SOS の受け止め体制の整備についての指導、各校の「自他の命を守る取組」についての指導
項　目 ［担当課］	37　いじめや問題行動への対応 ［学校教育課］
内　容	積極的にいじめを認知し、「いじめ防止対策推進法」に基づき、学校いじめ防止基本方針に則った組織対応ができるように支援します。 【具体的な取組】 生徒指導担当者会議の開催、いじめ防止子ども会議の開催、各校におけるいじめ防止活動についての指導、学校生活アンケートの実施（毎月）

項　目 ［担当課］	38　不登校児童生徒への対応 ［学校教育課］
内　容	不登校（傾向）児童生徒に対して、個別的対応が可能な体制づくりを支援します。 【具体的な取組】 ＳＣ（スクールカウンセラー）、心の教育相談員、心の教室支援員、生徒指導嘱託員の配置、館林市不登校対策早期支援プログラム（Thanks）による学校支援、コンサルテーションの実施
項　目 ［担当課］	39　虐待やヤングケアラーへの対応 ［学校教育課］
内　容	虐待やヤングケアラー（疑いを含む）児童生徒の早期発見と早期対応を支援します。 【具体的な取組】 学校生活アンケートの実施（毎月）、発見時の関係機関への接続
項　目 ［担当課］	40　ゲートキーパー養成講座 ［健康推進課］
内　容	自殺予防についての正しい知識やゲートキーパーについて学び、地域で自殺対策を推進する人材を育成します。
項　目 ［担当課］	41　人権擁護委員人権啓発活動支援 ［市民協働課］
内　容	人権擁護委員が市内各小中学校で行う人権啓発活動（人権の花運動、人権作文コンテスト、人権教室）の支援を行います。

基本目標３　安心して子育てができる生活環境を確保する

１　仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

女性の就労が進む一方で、我が国では女性の家庭の内外における労働時間が他国に比べて長いことが指摘されており、男性の家事や育児への参加が求められています。

男性が家事や育児に参加しやすくなるように、国においては、ワーク・ライフ・バランスの改善に向けた施策の一つとして、長時間労働の是正や働き方の柔軟化等の働き方改革が推進されています。平成 31 年４月から「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が順次施行され、令和５年６月に公表された「こども未来戦略方針」では、男性の育休取得率の目標値が示されるなど、働き方改革の一層の推進が示されています。

本市においても、女性の就労が進み、フルタイムの共働き世帯も増えているため、家庭・職場・学校等あらゆる分野でワーク・ライフ・バランスや男女共同参画社会への認識を高めながら、働き方の見直しについて普及・啓発に努め、子育て家庭が仕事と子育てを両立できる社会環境づくりを推進します。

施策

項　目 ［担当課］	42　就労に関する情報提供 ［商工課］
内　容	公共職業安定所（ハローワーク）をはじめとし、労働関係の国、県等の情報を、市広報紙やホームページに掲載し、広く一般市民に情報を提供します。
項　目 ［担当課］	43　就労を希望する方への就労支援 ［商工課］
内　容	結婚や妊娠・出産を機に離職した女性の復職等、就労を希望する方を支援します。
項　目 ［担当課］	44　ワーク・ライフ・バランス推進を含んだ男女共同参画の啓発・情報提供 ［市民協働課］
内　容	男女が共に協力して仕事や家庭、地域で活躍できるように、ワーク・ライフ・バランス推進を含んだ男女共同参画社会に向けた啓発や情報提供を行います。

２　こどもの安全のための支援

こどもが日常生活の中で、交通事故や犯罪に巻き込まれる事件等が後を絶ちません。

アンケート調査でも、地域で子育てを支えるために重要なこととして、「こどもの防犯のための声かけや登下校の見守りがある」ことが最も高い割合となっており、こどもが犯罪に巻き込まれてしまわないかと不安に感じている保護者が多くいる状況がうかがえます。

本市では、警察、学校、自治会等の関係機関・団体との連携とあわせて、地域住民による日常の見守り活動により交通事故防止や防犯対策に取り組んでいます。引き続き、関係機関・団体との連携に加えて地域住民からも協力を得ながら、こどもの安全確保のための支援強化を進めていきます。また、留守番中のこどもが事故や犯罪に巻き込まれるケースが全国的に発生しているため、保護者への啓発活動も推進します。

施策

項　目 ［担当課］	45　こどもの安全の充実 ［安全安心課･学校教育課］
内　容	こどもの危機回避能力を高め、自ら安全に行動できる資質･能力を育成します。 【具体的な取組】 保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・公民館等での交通安全教室、小学校入学式における安全教育の実施
項　目 ［担当課］	46　通学路等の安全確保 ［安全安心課･学校教育課］
内　容	庁内関係課や関係機関（警察等）と連携し、通学路等の安全を点検調査するとともに、危険箇所は改善を図ります。 【具体的な取組】 通学路点検（年１回）、通学路の危険箇所報告（通年）
項　目 ［担当課］	47　自主防犯活動の推進 ［安全安心課］
内　容	66 行政区や関係機関（警察等）と連携して、自主防犯パトロール活動や情報提供、その他啓発活動等を推進します。
項　目 ［担当課］	48　安全安心な地域づくり ［安全安心課･生涯学習課･学校教育課］
内　容	安全安心な地域づくりを推進します。 【具体的な取組】 青色防犯パトロール（市防犯協会、市職員）、青色回転パトロール（青少年センター補導員、青少年育成推進員）、ながら見守り（学校教育課）
項　目 ［担当課］	49　交通事故情報･不審者情報の共有 ［安全安心課･学校教育課］
内　容	交通事故や不審者の報告を庁内関係課や関係機関（警察等）と情報共有し、再発防止や注意喚起を促していきます。

基本目標４　こどもと親の未来をつなぐ

１　こどもの教育・学習支援

こどもへの教育の支援においては、学力の定着・向上を図るとともに、こどもの心身の健全育成、福祉関連機関との連携等、総合的に進めていくことが必要です。

本市では、「教育行政方針」に基づき、教育内容の改善や教育環境の整備を図り、こどもたちに「生きる力」を育む教育を推進しています。また、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクールの推進にも取り組んでいます。

今後も、家庭環境や経済状況に左右されることなく、こども一人一人が、個性と可能性を伸ばし、学習に意欲的に取り組める環境づくりを推進します。また、こどもの教育の機会均等を図るため、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

施策

項　目 ［担当課］	50　就学奨励（援助）事業 ［学校教育課］
内　容	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品や通学用品費等の助成を行います。
項　目 ［担当課］	51　生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援） ［社会福祉課］
内　容	生活保護世帯や生活困窮世帯のこどもに対する学習支援を行い、貧困の連鎖の防止を図ります。

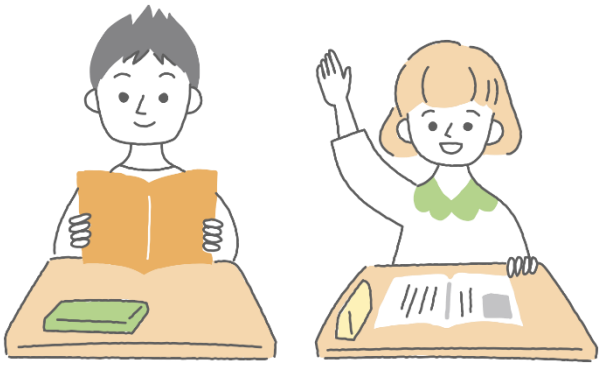

２　こどもと家庭等の総合的な支援の充実

子育て家庭においては、経済面や生活面等の複合的な課題を抱えている場合があります。また、近年では、家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っているとみられる、いわゆるヤングケアラーの問題等も指摘されています。

国においては、複合化・複雑化した地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とする重層的支援体制整備事業を推進しています。また、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和６年６月に公布され、市町村においては、ヤングケアラーが支援の対象として明記され、実態把握や早期発見、当事者に寄り添った支援と正しい理解の啓発に努めること等が示されています。

本市においても、関係部署や他の関係機関等（※）との問題意識、課題認識の共有、役割分担の明確化を図り、養育に支援が必要な家庭の発見及び情報共有を図り、必要な支援を行います。また、こどもの人権尊重の観点から、こども自身の意向を尊重した支援を図ります。

※他の関係機関：スクールソーシャルワーカー、要保護児童対策地域協議会の関係機関、民生委員・児童委員、主任児童委員、妊産婦・乳幼児期に関わる関係機関、自立相談支援機関

施策

項　目 ［担当課］	52　こどもの居場所づくり支援事業（子どもの総合相談窓口事業） ［子育て支援課］
内　容	すべてのこどもが安全で安心して過ごせる居場所を目指し、こどもの居場所づくりに関する情報提供に努めるとともに、その開設・運営に関する相談に応じるなど、子育て支援に意欲ある住民の主体的な取組みを支援します。さらに、関係者間の連携と情報共有を図りながら、子育てを社会全体で支えるネットワークの構築に努めます。 【具体的な取組】 こどもの居場所立上げに対する支援・関係者による会議開催、居場所づくり人材バンクの運営、居場所に関する情報収集・提供等
項　目 ［担当課］	53　重層的支援体制整備事業 ［社会福祉課］
内　容	地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的支援体制を構築し、ひきこもりやダブルケア、ヤングケアラー等の課題について多機関協働事業等により、支援の方向性や役割分割等を整理し、包括的な支援を進めます。

３　生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援

貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることのないよう、国は各種支援策の整備を進めており、こどもの貧困率をはじめとする各種指標で改善が見られるものの、近年の物価上昇が続く中、支援を必要とするこどもや保護者が今後増加することが懸念されています。

生活が困窮する家庭においては、経済的、社会的、精神的に不安定になりやすく、家庭生活においても様々な問題や悩みを抱えている場合があります。

経済的支援や学習支援、生活支援等、こどもが健やかに成長するために必要な支援を各家庭の状況に応じて実施します。あわせて、安定的な収入を得られるように、保護者の求職活動の支援や、保護者が安心して就労できるような子育て支援の充実等、家庭の生活基盤の安定を図ります。

施策

項　目 ［担当課］	54　就業相談会 ［子育て支援課］
内　容	児童扶養手当受給者を対象に、群馬県母子会とハローワーク館林が連携して、就業相談会を実施します。また、養育費確保支援の一環として、養育費相談会を同日に実施します。
項　目 ［担当課］	55　生活保護事業 ［社会福祉課］
内　容	生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を促進します。
項　目 ［担当課］	56　住居確保給付金 ［社会福祉課］
内　容	離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、庁内関係課や関係機関との連携のもとに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
項　目 ［担当課］	57　生活福祉資金貸付(子どもの総合相談窓口事業) ［子育て支援課］
内　容	就学支援費、教育支援費の相談窓口（社会福祉協議会）の周知に努めます。

第５章　子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策

１　事業計画における子ども・子育て支援サービスについて

「子ども・子育て支援法」に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保方策等を記載することとされています。本章では、これらの事業計画について示します。

子ども・子育て支援新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

【子ども・子育て支援サービスの概要図】

（１）教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことです。各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定する必要があります。

また、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することもできます。

本市では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については広域性を確保することを基本とし、提供区域を基本的には市全体１区域と設定します。

（２）推計児童数

本計画の対象となる児童数の見込みについては、令和６年４月１日（３月末）の住民基本台帳人口を基点として、コーホート変化率法（※）により、計画の最終年度である令和 11 年までの推計を行いました。

０歳から 17 歳の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和６年の 9,630 人から令和 11 年には 8,411 人となり、1,200 人余りの減少が見込まれます。

※コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【児童数の見込み】

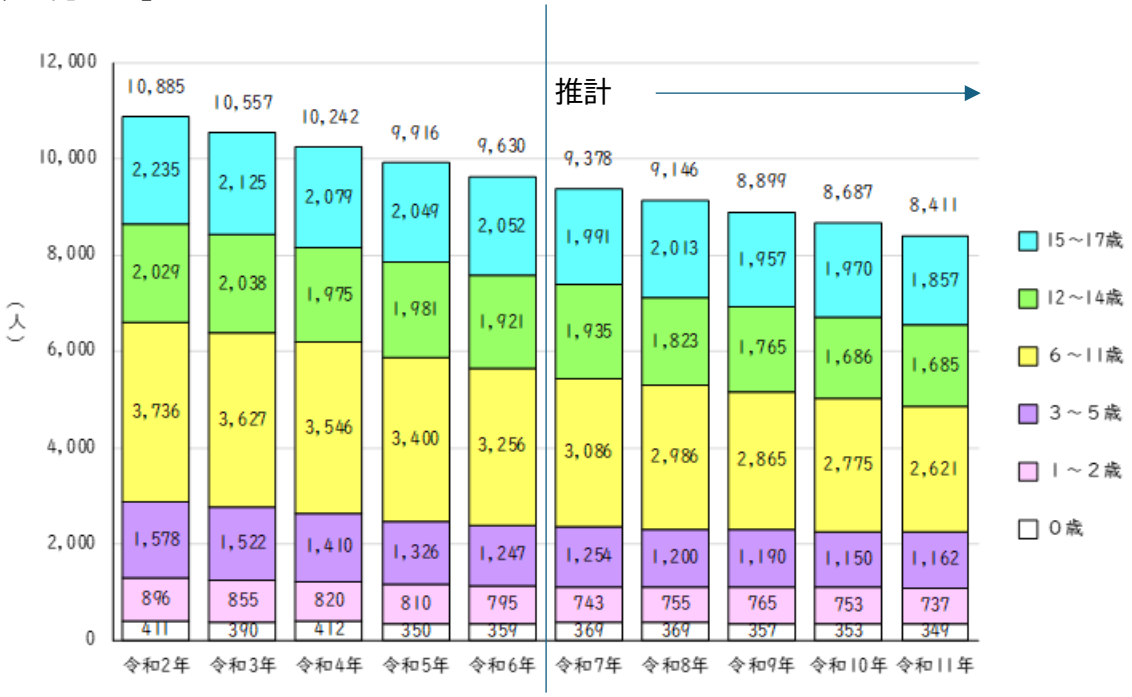

２　教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、こどもの年齢や保育の必要性に応じて３つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる施設及び事業等は、以下のとおりです。

【利用できる主な施設及び事業】

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満３歳以上	なし	１号認定	幼稚園 認定こども園
	あり	２号認定	保育園 認定こども園
		幼児期の学校教育の希望が高い場合	幼稚園 認定こども園
満３歳未満	あり	３号認定	保育園 認定こども園　地域型保育事業

【教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方】

量の見込み：
将来推計人口や事業の利用率等から算出される当該年度のニーズ量（需要量）を表示

確保方策：
現在の施設状況や今後の整備状況を勘案した事業種類毎の提供可能な量（供給量）を表示

計画年度

利用見込み数

内容＼年度		令和７年度	令和８年度
量の見込み①		90	88
確保方策②	特定教育・保育施設	97	97
	確認を受けない幼稚園	0	0
過不足（②－①）		7	9

確保方策－量の見込みにより算出される事業の需要と供給の差（マイナスは不足量を示します）

（１）認定こども園及び幼稚園（１号認定）

満３歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育園と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。

【現状】

本市では、認定こども園６か所、幼稚園３か所において、保育・教育を提供しています。

（単位：人）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績①	425	415	415	390	321
確保方策②	930	930	920	741	352
特定教育・保育施設	930	930	920	741	352
過不足（②-①）	505	515	505	351	31

※令和６年度に掲載している数値は見込みとなっています。（以降、同様）

【量の見込みと確保方策】

１号認定については、市内の幼稚園等により必要な事業量は確保できる見込みです。

また、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えられるように、引き続き職員（教諭、教諭補助員等）の確保、並びに幼稚園在園児の定期的な一時預かり事業（預かり保育）の提供体制の確保を図ります。

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み① （必要利用定員数）	320	306	293	277	277
確保方策②	296	296	296	296	296
特定教育・保育施設	296	296	296	296	296
過不足（②-①）	▲24	▲10	3	19	19

（２）認定こども園及び認可保育園、認可外保育施設（２号認定）

満３歳以上の就学前児童を対象とし、保護者の就労等により家庭で保育できないこどもの保育を行うものです。なお、「特定教育・保育施設（認定こども園・保育園）」、「認可外保育施設」の２事業があります。

【現状】

本市では、認可保育園 11 か所、認定こども園６か所において、家庭で保育のできないこどもの保育を実施しています。

（単位：人）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績①	1,063	991	962	909	891
確保方策②	1,058	1,055	1,012	970	921
特定教育・保育施設	1,058	1,055	1,012	970	921
過不足（②-①）	▲5	64	50	61	30

【量の見込みと確保方策】

市内保育園等の利用定員（県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を設定しました。

保育のニーズは高いものの、出生数が減少しているため、令和５年度から開始した公立幼稚園の認定こども園化に合わせて、公立の２・３号認定の利用定員を調整していきます。

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み① （必要利用定員数）	900	883	883	857	866
確保方策②	918	918	918	918	918
特定教育・保育施設	918	918	918	918	918
過不足（②-①）	18	35	35	61	52

（３）認定こども園及び認可保育園、特定地域型保育事業、認可外保育施設（３号認定）

満３歳未満の就学前児童を対象とし、保護者の就労等により家庭で保育できないこどもの保育を行うものです。なお、特定地域型保育事業は「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の４事業があります。

【現状】

本市では、認可保育園 11 か所、認定こども園６か所において、家庭で保育のできないこどもの保育を実施しています。

（単位：人）

区分	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	0 歳	1,2 歳	0 歳	1,2 歳	0 歳	1,2 歳	0 歳	1,2 歳	0 歳	1,2 歳
利用実績①	94	520	88	511	68	489	51	504	53	500
確保方策②	120	572	114	571	106	517	109	510	102	495
特定教育・保育施設	120	572	114	571	106	517	109	510	102	495
過不足（②-①）	26	52	26	60	38	28	58	6	49	▲5

【量の見込みと確保方策】

市内保育園等の利用定員（県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を設定しました。

保育のニーズは高いものの、出生数が減少しているため、令和５年度から開始した公立幼稚園の認定こども園化に合わせて、公立の２・３号認定の利用定員を調整していきます。

（単位：人）

区分	令和７年度		令和８年度		令和９年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
	0 歳	1,2 歳	0 歳	1,2 歳	0 歳	1,2 歳	0 歳	1,2 歳	0 歳	1,2 歳
量の見込み①（必要利用定員数）	65	500	72	510	82	519	88	519	90	520
確保方策②	105	496	105	496	105	496	105	496	105	496
特定教育・保育施設	105	496	105	496	105	496	105	496	105	496
特定地域型保育施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
過不足（②-①）	40	▲4	33	▲14	23	▲23	17	▲23	15	▲24

３　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容は以下のとおりです。

（１）利用者支援事業

こども及びその保護者又は妊婦が、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行い、必要に応じて母子保健コーディネーター及び家庭児童相談員が相談・助言等や関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【現状】

令和６年度から国の利用者支援事業実施要綱の改正に伴い、「こども家庭センター型」を実施しています。

（単位：か所）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施か所数	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

高齢初産や有病者、外国籍等、丁寧な対応が必要な家庭も多くなっているため、必要な事業量の確保を図ります。また、児童福祉・母子保健の両機能の連携・協働を深め、妊産婦や子育て世帯、こどもへ切れ目のない支援を行っていくこども家庭センターの設置を予定しています。

（単位：か所）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数	1	1	1	1	1

（２）地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の保護者間の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、その他必要な援助を行う事業です。

【現状】

市内３か所の保育園のほか、総合福祉センターにおいて、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供等を行っています。また、民生委員・児童委員や子育て関係機関等と連携し、子育て中の方が孤立することのないよう、利用者同士がつながり合う場の提供や、地域の方々との交流を図るなど、親子の育ちを継続的に支援しています。

（単位：人回／年）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績	1,619	1,619	1,646	1,512	1,600
実施か所数	5	5	5	4	4

【量の見込みと確保方策】

確保方策等については、今後も市内の保育園や総合福祉センターとの連携により、必要な事業量の確保を図ります。

また、子育て中の方が孤立することのないよう、関係機関との連携をはじめ地域の方々との交流を図るとともに、積極的に事業の周知を行います。

（単位：人回／年）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,584	1,596	1,596	1,584	1,560
実施か所数	4	4	4	4	4

（３）妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進のため、定期的な健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、健康管理の充実を図り、安全に妊娠・出産ができることを目的とする事業です。

【現状】

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心、安全な出産につながるため、県内外の医療機関と契約し、母子健康手帳交付時に定期的に健診を受けるよう促しています。

（単位：人回）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績	5,014	4,875	4,479	4,293	4,300
確保方策	実施場所：県内医療機関（群馬県医師会に委託） 助産所及び県外委託医療機関 実施体制：妊娠届出時に１人あたり 14 回分の受診票を交付し、健診受診時に医療機関に提出し健診を実施 検査項目：県内統一の妊婦健康診査の内容に準じる				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績をもとに見込みました。

今後も、医師会等との連携のもと、県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、引き続き県外の医療機関等における受診も可能とし、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

また、妊娠届出及び妊婦訪問時、子育て支援モバイルサービスの定期的なメール配信にて受診勧奨を徹底するとともに、妊婦健康診査受診結果や電話・訪問で得た情報をもとに、妊娠中の経過・健康管理を丁寧に行い、メンタルヘルスに係る課題等がある場合には医療機関につなげるなど、必要に応じて適切な支援につながるよう関係機関と連携を図ります。

（単位：人回）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	4,300	4,200	4,100	4,000	3,900

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭に母子保健推進員等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握等を行う事業です。

【現状】

市内の乳児（生後４か月まで）のいるすべての家庭に対し、母子保健推進員等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。また、状況に応じて電話等による対応も行っています。

（単位：人）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績	391	410	389	361	360
確保方策	実施体制：母子保健推進員、保健師、看護師 実施機関：館林市 委託団体：館林市母子保健推進員協議会				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績をもとに見込みました。

可能な限り全戸訪問の実施に努め、養育環境等の把握を行い、訪問結果により支援が必要と判断された家庭については、各種相談事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。また、長期療養等で対象時期の訪問が困難な場合は、専門職により養育環境の把握及び支援に努めます。

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	369	369	357	353	349

（５）―１　養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援）を行う事業です。

【現状】

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、家庭児童相談員や市の関係課の保健師等が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

（単位：人）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績	278	264	262	261	250
確保方策	実施体制：保健師、家庭児童相談員等 実施機関：館林市				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績をもとに見込みました。

引き続き、養育支援が必要な家庭に対し、関係機関との連携を図りながら適切な支援を行います。

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	250	250	245	245	245

（５）－２　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性向上及び地域ネットワーク構成機関間の連携強化を図る事業です。

【現状】

本市における要保護児童対策地域協議会では、定期的に代表者会議、実務者会議を開催しています。そのほか、必要に応じて個別ケース検討会議を行い、要保護児童等に対する支援を協議しています。さらに、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応のスキルアップを図るため、構成機関対象の研修を実施しています。

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施の有無	○	○	○	○	○

【確保方策】

学校や児童相談所等、庁内外の関係機関と連携し、増え続ける児童虐待通告・相談等に対応するため、引き続き支援体制の充実に努めます。

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施予定	○	○	○	○	○

（６）子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育することが一時的に困難になったこどもについて、児童養護施設等において一定期間必要な保護を行う事業です。

【現状】

保護が必要となる事案が発生した場合は、近隣市町村の児童福祉施設等と連携し、対応しています。

（単位：人日）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績①	0	0	3	0	3
確保方策②	3	3	3	3	3
実施か所数	2	2	2	2	2
過不足（②-①）	3	3	－	3	－

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績をもとに見込みました。

引き続き、児童福祉施設等と連携を図りながら対応するとともに、幅広く事業の周知を図り、子育て家庭の負担軽減に努めます。また、施設と連携し、こども自身の入所希望等への支援に努めます。

（単位：人日）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み①	4	4	4	4	4
確保方策②	4	4	4	4	4
実施か所数	2	2	2	2	2
過不足（②-①）	－	－	－	－	－

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【現状】

本市では、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を実施しています。

利用が伸びており、特に令和５年度以降は送迎を伴う預かりや習い事等への送迎を中心に増加しています。

（単位：人日）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績①	231	244	395	780	750
確保方策②	392	378	395	780	750
過不足（②-①）	161	134	－	－	－

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績をもとに見込みました。

他市町村の取組を参考にしながら、特にまかせて会員の拡大と安定的な確保に努めるなど、適宜見直しを行いながら、必要な事業量の確保を図ります。

（単位：人日）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み①	752	754	756	757	755
確保方策②	752	754	756	757	755
過不足（②-①）	－	－	－	－	－

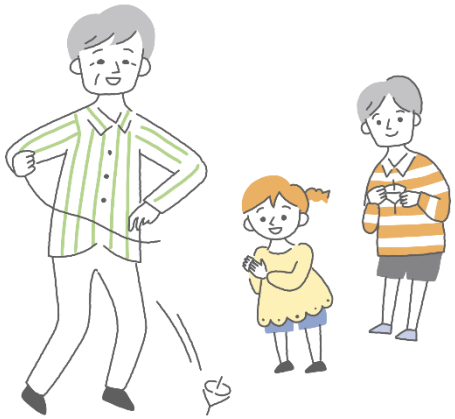

（８）一時預かり事業

①　一時預かり事業（幼稚園型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園及び認定こども園に在籍する幼児について、教育時間の前後又は長期休業日等に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【現状】

本市では、幼稚園及び認定こども園９か所において、預かり保育を実施しています。

（単位：人日）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績①	11,129	12,578	12,548	14,652	14,562
１号	5,651	6,253	6,550	10,276	10,113
２号	5,478	6,325	5,998	4,376	4,449
確保方策②	29,920	29,920	29,920	29,920	29,920
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）※1	29,920	29,920	29,920	29,920	29,920
上記以外※2	－	－	－	－	－
過不足（②-①）	18,791	17,342	17,372	15,266	15,358

※１　一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）は、幼稚園等に在籍する３～５歳児が対象となります。

※２　上記以外とは、私学助成（預かり保育推進事業）による預かり保育や長時間預かり保育運営費支援事業による３～５歳児が対象となります。

【量の見込みと確保方策】

本事業については、ニーズ量を必要な事業量として見込んでいます。

本市の幼稚園及び認定こども園９か所において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

（単位：人日）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み①	14,000	13,676	13,262	12,806	12,923
１号	6,900	6,676	6,662	6,606	6,623
２号	7,100	7,000	6,600	6,200	6,300
確保方策②	29,920	29,920	29,920	29,920	29,920
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	29,920	29,920	29,920	29,920	29,920
上記以外	－	－	－	－	－
過不足（②-①）	15,920	16,244	16,658	17,114	16,997

② 幼稚園型を除く他の場所での一時預かり
（ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園及びその他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【現状】

本市では、保育園２か所において、一時預かり事業を実施しています。

また、育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者に対してファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

（単位：人日）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績①	1,640	1,377	1,755	1,599	1,356
確保方策②	3,398	3,246	3,207	3,058	3,016
一時預かり（幼稚園型を除く）	2,704	2,583	2,453	2,453	2,430
ファミリー・サポート・センター	694	663	754	605	586
子育て短期支援事業	－	－	－	－	－
過不足（②-①）	1,758	1,869	1,452	1,459	1,660

【量の見込みと確保方策】

市内の保育園２か所において実施する一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）による提供体制も確保します。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、本制度の周知を図るとともに、提供会員の拡大と安定的な確保に努めます。

（単位：人日）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,491	1,464	1,457	1,421	1,416
確保方策②	3,016	3,016	3,016	3,016	3,016
一時預かり（幼稚園型を除く）	2,430	2,430	2,430	2,430	2,430
ファミリー・サポート・センター	586	586	586	586	586
子育て短期支援事業	－	－	－	－	－
過不足（②-①）	1,525	1,552	1,559	1,595	1,600

（９）延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

【現状】

本市では、保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合には、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。このうち、市内 17 か所では、保育標準時間である最大 11 時間を超えた受け入れを実施しています。

（単位：人）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績①	564	545	509	515	512
確保方策②	564	545	509	515	512
過不足（②-①）	－	－	－	－	－

【量の見込みと確保方策】

利用実績を踏まえ、算出されたニーズ量を上回る事業量を見込むこととし、保育園及び認定こども園の延長保育の実施により、事業量の確保に努めます。

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み①	455	447	445	434	432
確保方策②	455	447	445	434	432
過不足（②-①）	－	－	－	－	－

（10）病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、看護師等及び保育士が一時的に保育する事業です。

【現状】

市内１か所で病児保育を実施しているほかに、ファミリー・サポート・センターにおいても病児の預かりを行っています。

（単位：人日）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績①	60	70	37	153	156
確保方策②	1,528	1,516	1,522	1,528	1,516
病児保育事業	1,428	1,416	1,422	1,428	1,416
ファミリー・サポート・ センター	100	100	100	100	100
過不足（②-①）	1,468	1,446	1,485	1,375	1,360

【量の見込みと確保方策】

病児保育については、１か所の定員により、見込み量に対し提供量が確保できる見通しとなっています。

ファミリー・サポート・センターについては、必要な時に病児の預かりができるように、引き続き体制の充実に努めます。

（単位：人日）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	155	156	155	157	156
確保方策②	1,516	1,516	1,516	1,516	1,516
病児保育事業	1,416	1,416	1,416	1,416	1,416
ファミリー・サポート・ センター	100	100	100	100	100
過不足（②-①）	1,361	1,360	1,361	1,359	1,360

（11）-１　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事等により保護者が昼間いない小学生に対して、放課後に施設を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

本市では、放課後児童クラブ 17 か所において、放課後や学校の長期休業期間中等に適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

また、障がいのあるこどもへの対応については、市の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めています。

（単位：人）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績①	829	820	810	813	846
１～３年生	616	602	596	569	582
４～６年生	213	218	214	244	264
確保方策②	975	1,010	1,010	958	977
１～３年生	737	763	763	724	738
４～６年生	238	247	247	234	239
か所数	16	17	17	17	17
放課後子ども教室との連携クラブ数	0	1	2	3	3
過不足（②-①）	146	190	200	145	131

【量の見込みと確保方策】

放課後に安心してこどもを預けられる場として放課後児童クラブを利用できるよう、適正な定員管理や指導員の研修への参加促進を図るなどの質的確保に努めるとともに、計画的な整備等を進めます。

また、障がいのあるこどもへの対応については、市の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み①	854	835	828	823	805
１年生	171	179	171	191	174
２年生	185	178	190	174	199
３年生	216	193	189	193	182
４年生	122	123	120	115	109
５年生	105	107	104	99	93
６年生	55	55	54	51	48
確保方策②（登録児童数）	977	977	977	977	977
うち放課後子ども教室と連携して実施	60	60	60	60	60
か所数（か所）	17	17	17	17	17
過不足（②-①）	123	142	149	154	172

（11）-２　放課後子ども教室事業

放課後の安全・安心なこどもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業です。

【現状】

本市ではＮＰＯ法人が開設する教室１か所を含め、合計４か所を開設しています。

（単位：か所）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施か所数	1	2	3	4	4
放課後児童クラブとの連携教室数	0	1	2	3	3

【量の見込みと確保方策】

開設済みの教室をモデル事業とし、他の地域への周知を図り、地域住民や学校等の意向を伺いながら開設を希望する地域の支援を行います。また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施を目指し、地域の実情を考慮しながら、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

（単位：か所）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数	4	4	4	4	4
放課後児童クラブとの連携教室数	3	3	3	3	3

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等実費負担に対し助成を行う事業です。

【現状】

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成しています。また、新制度に移行していない幼稚園における副食費の実費徴収分の補助を行っています。

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施の有無	○	○	○	○	○

【確保方策】

対象世帯の把握に漏れがないように庁内関係課と連携し、必要に応じて実施します。

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施予定	○	○	○	○	○

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

（14）産後ケア事業

出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師等により心身のケアや休養等の支援を行う事業です。

【現状】

出産直後の産婦に対し早期に育児状況等を確認し必要な時に利用できるよう調整、各機関と連携し育児不安等の解消に努めています。また、デイサービス型（４施設)、宿泊型(１施設)、アウトリーチ型（訪問型：１施設)と委託契約し、利用施設数や利用期間の拡充、非課税世帯の利用料無料に続き利用者全員の利用料無料など、利用しやすい環境の整備に取り組んでいます。

（単位：人日）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績①	263	383	458	460	676
確保方策②	263	383	458	460	676
過不足（②-①）	－	－	－	－	－

【量の見込みと確保方策】

出産直後の産婦の健康面の悩みや育児不安等を解消するため、関係機関と連携して引き続き利用しやすい環境整備に取り組みます。また、メンタルヘルスに係る課題等がある場合には医療機関につなげるなど、適切な支援につながるよう関係機関と連携を図ります。

（単位：人日）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み①	690	690	670	660	650
確保方策②	690	690	670	660	650
過不足（②-①）	－	－	－	－	－

（15）妊婦等包括相談支援事業

妊産婦及び子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊産婦及び子育て家庭に寄り添い、継続的に相談に応じ必要な支援を行う事業です。

【現状】

子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦に対して保健師や看護師による面談や継続的な情報発信を行い、安心して出産・子育てができるように支援する伴走型相談支援事業を実施しています。

（単位：回）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績①	－	－	1,167	1,118	1,107
確保方策②	－	－	1,167	1,118	1,107
子育て世代包括支援センター	－	－	1,167	1,118	1,107
上記以外の業務委託	－	－	－	－	－
過不足（②-①）	－	－	－	－	－

【量の見込みと確保方策】

妊娠届出時の面談や妊娠８か月頃の家庭訪問、出生後の家庭訪問等の母子保健事業を活用し、妊婦のための支援給付と組み合わせて、こども家庭センターにおいて効果的な事業推進を図ります。

（単位：回）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,109	1,089	1,077	1,053	1,049
確保方策②	1,109	1,089	1,077	1,053	1,049
こども家庭センター	1,109	1,089	1,077	1,053	1,049
上記以外の業務委託	－	－	－	－	－
過不足（②-①）	－	－	－	－	－

（16）子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

第三期計画から国が示した新たな事業で、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む）とする家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

（例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等です。

【量の見込みと確保方策】

相談や訪問、関係機関等を通じてニーズの把握に努めるとともに、他市町村の取組状況の調査や先進地の視察を行いながら庁内関係課及び関係機関と協議し、ニーズに対応できるような体制整備等、実施に向けて検討します。

（単位：人日）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	112	109	106	103	100

（17）児童育成支援拠点事業（こどもの居場所支援）

第三期計画から国が示した新たな事業で、養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

（例）居場所・食事の提供、生活リズム調整、学習支援、関係機関との調整等。

【量の見込みと確保方策】

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業等を通じてニーズの把握に努めるとともに、他市町村の取組状況の調査や先進地の視察を行いながら庁内関係課及び関係機関と協議し、ニーズに対応できるような体制整備等、実施に向けて検討します。

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	8	8	8	8	7

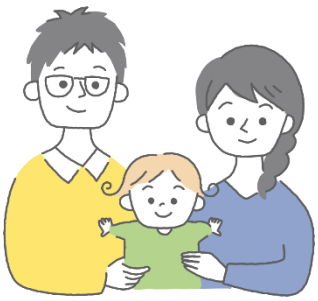

（18）親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

第三期計画から国が示した新たな事業で、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

（例）講義・グループワーク・ロールプレイ・ペアレントトレーニング等

【量の見込みと確保方策】

相談や訪問、関係機関等を通じてニーズの把握に努めるとともに、他市町村の取組状況の調査や先進地の視察を行いながら庁内関係課及び関係機関と協議し、ニーズに対応できるような体制整備等、実施に向けて検討します。

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	9	9	9	9	8

（19）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

第三期計画から国が示した新たな事業であり、認可保育園や認定こども園等を利用していない０歳６か月から３歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無等は問わず保育を利用できる事業です。

令和７年度から地域子ども・子育て支援事業に位置づけられるため、他市町村の取組状況の調査や先進地の視察を行いながら、庁内関係課との協議や体制整備など、実施を見据えて検討します。

【量の見込みと確保方策】

令和７年度から地域子ども・子育て支援事業に位置づけられており、計画期間における必要定員数は以下のとおりです。他市町村の取組状況の調査や先進地の視察を行いながら、必要定員数の確保に向けて、庁内関係課との協議や体制整備など、実施を見据えて検討します。

（単位：人日）

区分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳児	必要定員数①	84	72	72	60	48
	確保方策②	12	12	24	36	48
	過不足②-①	▲72	▲60	▲48	▲24	0
１歳児	必要定員数①	84	84	72	72	60
	確保方策②	12	12	24	36	60
	過不足②-①	▲72	▲72	▲48	▲36	0
２歳児	必要定員数①	84	84	84	72	60
	確保方策②	0	0	24	36	60
	過不足②-①	▲84	▲84	▲60	▲36	0

第６章　計画の推進

１　計画の推進体制

本計画の推進により目指していく子ども・子育て支援とは、第一にこどもの健やかな成長が保障され、保護者は子育てとこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。それにより、保護者の子育ての責任が果たされると同時に、幼い我が子と向き合い、しっかりと子育てに取り組める親としての権利が守られることにもなります。

そのため、本市では、庁内関係各課や教育・福祉・保健医療の関係機関等との連携を図りながら、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする計画に掲げた事業・施策の総合的な実施を図ります。

また、すべての市民が、子育ての最も大きな責任は父母をはじめ保護者が有することを前提としながらも、すべてのこどもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、こどもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め､各々の役割を果たすことが必要です。

（１）家族の役割

家庭では、十分な愛情を持ってこどもに接しながら、人としての基本的なしつけや社会のルールを教えるなど、こどもの育ちに責任を持つことが大切です。さらに、保護者自身が地域の中で、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、地域の子育て支援に対し役割を果たしていくことが求められます。

（２）地域の役割

すべての市民が、こどもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、地域全体で子育てを支援し、こどもの成長を地域全体で見守っていくことが求められます。また、家庭、地域、幼稚園、保育園、認定こども園、学校等のこどもの生活の場が相互に連携し、地域コミュニティの中でこどもを育むことが必要であり、特に教育・保育施設は、地域に開かれたものとなり、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

（３）企業の役割

子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう､職場全体の長時間労働の是正、保護者本人の希望に応じた育児休業やこどもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現することができる環境づくり、職場復帰支援等を通じて、保護者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

（４）関係機関の役割

各関係機関は、その機能を最大限に発揮し、本計画の実現に寄与することが期待されています。

そのためには、行政や地域、企業、市民等と連携・協力しながら、こどもの育ちと子育て支援に取り組むとともに、状況に応じて課題対応に必要な会議体を設置するなど、その体制の適正化や多様なニーズへの対応強化が求められています。

２　計画の進捗管理

計画期間中は、子育て支援課が事務局となり、「館林市子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、市民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。なお、ワーキングを積極的に行い、各施策・事業の現場担当者等で構成する部門横断的な進行管理会議の設置も視野に入れ、各部署間の情報共有と有機的な連携に努めます。計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、施策・事業の実績等を用いて実施し、取組の改善につなげていきます。

５年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

３　計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、市民や職域等それぞれが協働し、地域一丸となって子育てを支えるまちづくりを目指すものです。

本計画が市民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、本計画の内容については、市のホームページ等を通じて広く周知します。

資料編

1　策定経過

【令和５年度】

年月日	会議内容等
令和５年 10 月 27 日	委嘱状交付式及び第１回館林市子ども・子育て会議 • 館林市子ども・子育て会議について • 第２期館林市子ども・子育て支援事業計画について • 第３期館林市子ども･子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について • 令和６年度教育・保育施設の利用定員について
令和５年 12 月 12 日	第２回館林市子ども・子育て会議 • 第２期館林市子ども･子育て支援事業計画　令和４年度実績について • 第３期館林市子ども･子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
令和６年２月 15 日 ～２月 29 日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）の実施
令和６年３月 27 日	第３回館林市子ども・子育て会議 • 第３期館林市子ども･子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について • 令和６年度教育・保育施設の利用定員について

【令和６年度】

年月日	会議内容等
令和６年６月 20 日	第１回館林市子ども・子育て会議 • 第３期館林市子ども･子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果について • 第３期館林市子ども・子育て支援事業計画策定について
令和６年７月 31 日	第２回館林市子ども・子育て会議 • 第２期館林市子ども･子育て支援事業計画　令和５年度実績について • 第３期館林市子ども・子育て支援事業計画の基本理念について • 子ども・子育て支援施策の展開について • 子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策について
令和６年９月 25 日	第３回館林市子ども・子育て会議 • 第３期館林市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和６年 10 月 16 日	第４回館林市子ども・子育て会議 • 第３期館林市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和６年 12 月２日 ～12 月 27 日	パブリックコメントの実施
令和７年１月 23 日	第５回館林市子ども・子育て会議 • 第３期館林市子ども･子育て支援事業計画の素案に関するパブリックコメント手続の結果について • 量の見込みと確保方策及び計画の承認について • 令和７年度教育・保育施設の利用定員について

２　館林市子ども・子育て会議条例

平成 25 年６月 26 日館林市条例第 12 号
改正
令和４年３月 30 日条例第２号
令和５年３月７日条例第２号

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第１項の規定に基づき、館林市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　子ども・子育て会議は、法第 72 条第１項各号に規定する事務を処理する。
（組織）
第３条　子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　学識経験を有する者
（２）　子ども・子育て地域支援関係者
（３）　教育関係者
（４）　保育関係者
（５）　子どもの保護者
（６）　公募の市民
（任期）
第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　子ども・子育て会議は、会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により選出する。
２　会長は、子ども・子育て会議の会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第７条　子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども局子育て支援課において処理する。
（報酬等）
第８条　子ども・子育て会議の委員の報酬、費用及び実費弁償については、館林市報酬、費用及び実費弁償条例（昭和 31 年館林市条例第５号）の定めるところによる。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（館林市報酬、費用及び実費弁償条例の一部改正）

２　館林市報酬、費用及び実費弁償条例（昭和 31 年館林市条例第５号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（令和４年３月 30 日条例第２号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月７日条例第２号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

３　館林市子ども・子育て会議委員名簿

（敬称略）

No.	選出区分	団体・役職等	氏名
1	学識経験を有する者	元関東短期大学教授	森（もり）　静子（しずこ）
2	子ども・子育て地域支援関係者	館林市区長協議会理事	坂本（さかもと）　敏広（としひろ）
3		館林市民生委員児童委員協議会主任児童委員	中村（なかむら）　和宏（かずひろ）
4		つつじ野学童クラブ代表	角田（つのだ）　好二（こうじ）
5		館林市障がい者総合支援センター 児童発達支援　管理責任者	大野（おおの）　昭恵（あきえ）
6		館林市社会福祉協議会会長	三田（みた）　正信（まさのぶ）
7	教育関係者 保育関係者	第九小学校校長	新島（にいじま）　邦彦（くにひこ）
8		学校法人富士学園　富士こども園副園長	髙橋（たかはし）　敦子（あつこ）
9		ルンビニ保育園園長	鎌田（かまた）　尚之（なおゆき）
10		西幼稚園園長	森田（もりた）　めぐみ
11	子どもの保護者	私立教育・保育施設保護者会代表	田端（たばた）　智子（ともこ）
12		公立教育・保育施設保護者会代表	西野（にしの）　要（かなめ）
13		館林市小中学校ＰＴＡ連合会代表	今成（いまなり）　裕輔（ゆうすけ）
14	公募の市民		太田（おおた）　由理（ゆり）
15			中村（なかむら）　知子（ともこ）

第３期館林市子ども・子育て支援事業計画

発 行 年 月／令和７年３月

発行・編集／館林市　保健福祉部 こども局 子育て支援課

〒374-8501　群馬県館林市城町１番１号

ＴＥＬ　0276-47-5135